

2019年度事業報告書

自：2019年4月1日 至：2020年3月31日

業界を取り巻く環境が急速に変化している中で、公益の担い手として、コンプライアンスを確保しつつ、業界団体としての機能を発揮し、我が国を基盤とするベアリング産業が重要な機械要素産業として健全な発展を遂げ、我が国産業・経済の発展に資するため、諸般の公益的事業の企画・実施・レビューを行った。

当工業会は、とりわけ、①2011年7月の競争法に係る調査とこれに連なるその後の展開の中にあることに加え、②海外諸国における競争法に係る別途の諸事案もあり、こうした内外の諸般の状況から、本年度も引き続き多大な不透明感の下に置かれた。いずれも、一部会員会社に係るものであり、競争法に係る調査等の経緯を含め、工業会の活動自体に対する嫌疑はなかったと想定されるものの、こうした内外の諸般の状況と、これに加えて年度後半における新型コロナウイルス感染拡大により、本年度も引き続き、厳しい制約下において事業運営を行った。

こうした制約下にあったが、当工業会の目的が公益的事業の推進にある以上、こうした制約を乗り越えつつ、公益的事業を的確に遂行していくことが責務であり、2012年度の創立総会で導入した「当面の方針」を更にステップ・アップしつつ、これに基づき運営を進めた。

即ち、引き続き、①コンプライアンス確保、②公益的事業への純化 という2本の基本理念のもとで、中・長期的のタームを念頭において「暫定期間」と位置付けた。そのもとで、内外の諸環境を勘案して、「段階的アプローチ」で工業会の改革（制度組織・運営管理）に注力しこれを漸次進めつつ、各種公益的事業を推進した。また、依然として経済情勢に不透明感がみられるに鑑み、可能な節減に努めつつ、必要な項目には重点的に予算を配分するなどして、効率的な予算運営と事業推進を行った。

本年度のこうした活動は、今般の事態を「変革」の契機と積極的にとらえて「新生・日本ベアリング工業会」としての出帆に至るための礎となるものである。

（1）コンプライアンス確保の推進と定着

工業会・会員が一体となって、法令・定款に従い、due process に沿った透明性ある適正な運営に努め、コンプライアンスの確保を図った。

特に、2011年以来、暫定期間のもと、組織制度・運営管理についてコンプライアンス確保の観点から諸改革を進めてきた。これら改革は、コンプライアンスを保持しつつ、近年急速に変化してきた競争法を含む経済社会環境に即応した運営を可能とするものであり、新時代の業界団体の基盤となるものである。これら改革の定着と更なる改善に努めた。主な

ポイントは以下である。

①顧問弁護士によるリーガル・チェック

競争法コンプライアンスの確保に係る専門的なアドバイスを受けるべく顧問弁護士への委託を継続し、工業会の活動や組織の運営等に関し適切な指導を受けた。会合の内容等を踏まえ、必要に応じ、競争法上の懸念が生じないよう顧問弁護士によるモニタリング（資料や議事録のリーガル・チェック、会合における立会い等）を広範に実施した。顧問弁護士との連絡、相談を一層適切なものとするよう努めた。

②コンプライアンス確保の観点からの新規事業の定着

2018年度に、2011年以来初めて、次の2つの事業創設がなされ、その推進基盤としての組織もそれぞれ新設されている。

①外国人材受入対策事業（委員会新設）

②ベアリングのCO2排出削減貢献定量化ガイドライン策定事業（WG新設）

これらは、ともに政府の施策とも深く関連した公益性の高いものである。これら事業では、その専門性、技術性、新規性の観点から制度組織の設計、運営管理手法の策定が綿密に行われ、コンプライアンス確保のしっかりと仕組みがビルトインされた。本年度においても引き続き、この的確な運営と定着を図った。

特に、ベアリングのCO2排出削減貢献定量化ガイドライン策定事業においては、機微情報の交換等を行わないこと等を詳細に規定したコンプライアンス確保の指針^(注)を顧問弁護士が作成し、これを全委員に周知徹底した。

(注) ・「日本ベアリング工業会におけるCO2排出削減貢献量算出ガイドラインの作成に関する独占禁止法上の問題点」（B & M見解） * B & M：ベーカー＆マッケンジー法律事務所

・「競争上の機微情報の交換に関する独占禁止法上の留意点」（J B I A環境対策専門委員におけるCO2排出削減貢献量算出ガイドラインの作成に際して）

また、同会合の委員登録を行う上で必要な場合は、工業会事務局が当該委員に対し個別に「説明確認会」を確実に実施し（以下のa及びbを説明）、コンプライアンス確保を徹底した。

a. 2011年以降の当工業会のコンプライアンス確保の体制、運用等の経緯

b. 上記のコンプライアンス確保の指針

これらの対応は、今後、競争法に係るリスクが懸念される会合の設立にあたってのひとつつの枠組みとなるものである。

③リーガル・マインド向上と実務に即した仕組みの構築

日常におけるリーガル・チェックの実践の中で、引き続き、会員会社及び工業会事務局におけるリーガル・マインド向上に努めた。また、コンプライアンス確保のための仕組みの構築については、実務に即したものとなるよう努めた。

(a)会合形式の違いを越えてリーガル・モニターを的確に実施・定着させた。例えば、委員会会合においてばかりでなく、中小企業対策企画委員会主催による「工場見学会を併催し

た安形工業会会长と中小企業会員との懇談会」などにおいても、引き続き同様に実施した。
(b)現在、平常化に向けて事業の活性化を図っている段階にあることから、コンプライアンス確保のもとで事業推進のために必要な情報交換を活発に行うように経験を積み、意識形成も図った。即ち、コンプライアンス確保に努めていく中にあって、これを過剰に意識し必要な情報交換を忌避・萎縮してしまうことなく、公益的事業が的確に推進できるように努めた。

また、会員に対してもコンプライアンス確保の努力をサポートする情報提供に努めた（2020年2月に「下請代金支払遅延等防止法に関する講習会」の開催など）。

(c)工業会事務局にあっては、(ア)弁護士のモニタリング等に係る意見等を咀嚼し、工業会職員の意識と能力（知識・経験等）を高め、リーガル・マインドを基礎とした運営手法のノウハウ（リーガル・マナー）の構築・熟度向上に努め、(イ)また、一部の簡便で定型的なものについては、弁護士の指導のもと、手続きの簡略化も図るなど、引き続きコンプライアンスの保持と業務の効率性とを両立させる適切な運営管理の構築に努め実践した。

④一般社団法人としての適正な運営の推進

当工業会は、2012年4月に一般社団法人へ移行し（2013年3月31日 公益目的支出計画の実施完了）、より進んだ自主的な運営ができる法人として公益的事業を推進した。

一般社団法人として、この根拠法たる「法人法」^(注)に則して、透明性、due process確保の基盤の上で内部統治を的確に執行してコンプライアンス確保を徹底させた運営管理に努めた。

(注) 正式名称は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」

(2) 公益的事業への純化とその推進

①事業4本柱

政府の政策とも深く関わるISO・JISの標準化などのコアの公益的事業に絞ってその最大限の実施に努めた。なお、2019年4月から政府により施行された外国人材受入制度についても協力・対応に努めた。

a. 技術標準化関連事業

- ・ ISO/TC4への積極的な国際的貢献

(ISO/TC4千葉総会の開催、SC12幹事国としての責務遂行、ISO/TC4ストックホルム会議への専門家派遣などの対応)

- ・ GPS及び新素材（セラミック）等への対応

- ・ JISへの貢献等

b. 国際関連事業

- ・ WBAへの対応

(WBAヨーテボリ総会、偽造対策、オーセンティケーション推進等)

- ・ 不正商品対策への対応（偽造品対策等）

- ・米国との通商問題への対応

c. 環境対策事業

- ・「低炭素社会実行計画」（CO₂排出削減）、「循環型社会形成自主行動計画」（廃棄物対策）への対応等

d. 中小企業対策事業

- ・中小企業講演会、工場見学会、工業会会長との懇談会の開催、政府施策の情報提供及び活用支援等

②国際的なルール作りの場における国際貢献とプレゼンス向上

当工業会は、大きな制約の中にあるものの、公益的事業への純化の理念のもと事業活動を漸次高めるべく推進してきている。本年度は、以下のような国際的なルール作りの場における当工業会の国際貢献とプレゼンス向上に資する活動を実施し、各事業の推進に大きく寄与させた。

a. ISO/TC4

ア. ISO/TC4千葉総会の日本開催（2019年5月、幕張メッセ）

ホスト国として万全の会議運営に努め、成功裏に完了した。

イ. SC12の幹事国としての日本の国際的責務の遂行

活発な議論を促し、幹事国としての責任を十分に果たした。

b. WBA

ア. WBAヨーテボリ総会への参加

イ. 偽造対策委員会及びロビーイング（中国、タイ）をWBAにおける担当団体として主導しつつ参加

ウ. オーセンティケーション委員会への参加

③平常化に向けての積極的な事業展開

本年度は、2011年以来初めて創設された以下の2つの事業（2018年度）の着実な進展を図った。

i. 外国人材受入対策事業

ii. ベアリングのCO₂排出削減貢献定量化ガイドライン策定事業

（3）改革・改善の推進と定着

基本理念に則して、内外の諸環境を勘案しつつ、工業会の将来を見据えて、「段階的アプローチ」に立脚し、制度組織だけでなく運営管理の工夫・刷新等も含め幅広く可能なものから漸次工業会の改革を推し進めた。改革は定款など根幹も含め、聖域なく行った。その際、局所的対処療法でなく「包括的」な変革につながることに留意した。主な改革として以下を行った。

①定款の変更

a. 変更事項（3点）

(ア) 目的規程（第3条）、(イ) 事業規定（第4条）の見直し、(ウ) 一般社団法人創設時の定款変更における不整合（第13条及び第37条）の是正。

上記（ア）については、2011年以降におけるベアリングに係る一部会員の国内外における競争法違反の反省等に立脚し、また業界を取り巻く新しい環境及び将来への潮流を鑑み、基本理念2本柱が時代を越えて工業会の基本理念として保持されていくべき普遍的なものであることを踏まえて、これらを「公益の増進の担い手として、」及び「コンプライアンスを確保しつつ、」との文言に集約し、目的規定に明示した。

上記（イ）は、現行の実態に合わせ文言の修正を行い明瞭化した。

上記（ウ）は、総会における事業報告書の取り扱いに関し、定款の条文の間に不整合があることなどから、これらを是正するべく、法人法の規定をそのままあてはめることとし、条文を統一するよう修正した。

b. 定款変更までの経緯

- 1) 2018年11月理事会：全会員への団体内パブリックコメント実施を承認。
- 2) パブリックコメント：特段の意見なく完了。
- 3) 2019年3月理事会：総会付議のため本案を審議し、承認。
- 4) 2019年6月総会にて審議・承認。

（2019年6月定時総会承認）

②組織名称の改称

コンプライアンス確保の観点から、工業会事業の目的は明瞭かつ限定的であるべきで、組織改革の一環として、限定された目的に則した組織名称となるよう見直しが検討されてきていた。

2019年度定時総会（6月）において、定款が上記①aの通り変更されたことを契機に、実態に合わせ、また、この定款変更にも則したものとなるよう、部会及び専門委員会の組織名称の改称を行い、これに関連し、組織規定である「工業会の概念図」と「委員会等規程^(注1)」を改正した。

組織名称の改称は以下の通りである。

- 「技術部会」→「技術標準部会」、
「業務運営専門委員会」→「技術標準運営専門委員会」、
「調査専門委員会^(注2)」→「統計制度専門委員会」。

(注1) 今回の改正では、組織名称の改称に加えて、2018年に新設された「外国人材受入対策専門委員会」を第2条（委員会）に追記した。

(注2) 機械統計（国家統計）をはじめとする政府統計に係るベアリング調査項目の変更など、統計制度に係る課題に対し、必要に応じ会合を招集し、業界ニーズを踏まえるよう、業界団体としての意見を取りまとめることを主務とする委員会。

（2020年3月理事会承認）

③- 1 事業別担当幹事制に基づく運営の定着

2011年7月の競争法に係る一部会員会社への調査直後、大きな制約のもと「会長ローテーションを基軸とした体制^(注1)」は事実上廃止となり、「暫定期間」の中、事業・組織のスリム化などの改革を推進してきた。その改革の一環として、部会制に代わり、「適材適所」を基本とする事業別担当幹事制への移行を決定し^(注2)、本年度もこの適切な運営・定着を図った。

(注1) 会長ローテーション（輪番制）、これにリンクした部会制度など。

(注2) 2014年3月理事会承認。事業別担当幹事制へ移行したことに伴い、各部会は廃止とした。但し、技術と国際については、その必要性から中間評議機関に発展的解消とした。事業別担当幹事制は、個別事業ごとにリーダーシップをとる役割（例えば委員長ポスト）を各会員が担当するもので、そのため従前の2年ごとの短期的・定期的・機械的な輪番制ではなく「適材適所」によることを原則としている。

この新制度に移行した理由は、上述の「事実上廃止」となったことだけでなく、時代への対応のためでもあった。即ち、近年、当工業会の事業は高度化・国際化を加速させてきており、従来の部会制におけるような機械的なローテーションで対応できるような状況ではなくなっていた。こうしたことなどに鑑み、時代に合わせて、事業を中心的に支えて頂く担当についての仕組みを見直さざるを得ず、「適材適所」によるこの新制度を導入することとなったものである。この「適材適所」は今後の工業会において広く適用される原則と位置付けられる。この事業担当については、事業の高度化等への対応のため、継続性、安定性をもってある程度の期間担当し事業を担って頂く必要がある。他方、固定させるものではなく、必要に応じ適宜会員間での交替も想定される。

[本年度の事業別担当幹事の分担]

技術標準化：日本精工、通商&安全保障：ジェイテクト、環境：不二越、統計：NTN、不正商品（偽造品）：権利者（大手4社等）、全体は日本精工、WBA：日本代表であるジェイテクト、日本精工、中小企業対策：井上軸受工業、泉本精工、シミズ精工。

③- 2 委員変更登録手続き

更なる的確な運用のため、昨年度から年に1回（7月）の定期的な委員更新手続きを復活し、本年度もこれを実施した。

(注) 事業推進の基盤の一つである部会及び専門委員会の委員については登録制となっているが、2011年の競争法に係る調査以後、定期的な委員登録の更新手続きが混乱し、会員各社の人事異動に伴う随時の更新のみ行われてきた。しかし、この方法では、変更漏れがあつてもこれに気づく機会を得がたいなどの問題があった。同登録手続きの更なる的確な運用を行うため、随時の委員更新に加え定期的な更新手続き（毎年7月）を復活することとしたものである。

④事業の高度化に伴う専門家の確保・育成と国際会合への派遣

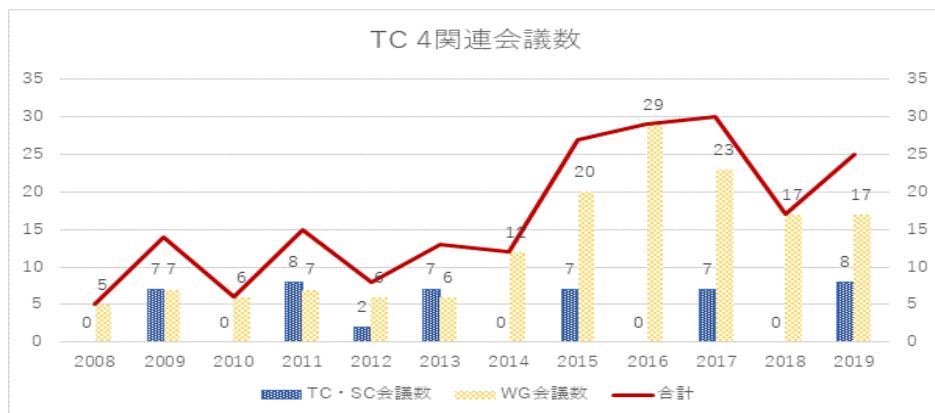
工業会の事業は、公益的事業に純化され、これらは近年、高度化・国際化を加速させてきている。これらを推進するためには、高い能力を持った専門家人材が必要である。このため、ISO/TC4、WBAの偽造対策及びオーセンティケーション、不正商品対策、環境等の各種事業における専門家による貢献が確保されるよう努力した。

この前提条件となる専門家の確保・育成について、理事会などにおいて会長はじめ理事・監事各位の経験を交えて、その重要性について認識共有が図られた。

特に、ISO/TC4事業においては、海外企業からの提案^(注)により、近年、ISO/TC4の活動が著しく活発化している（WG会議の開催数；2013年までは年間6回程度から2015年以降年間20回程度へ激増（以下のグラフ参照））。海外企業のこうした攻勢に対し、迅速かつ柔軟な対応が喫緊の課題であり、当工業会ではISO/TC4の国際会議への各社専門家派遣の体制確保に努め、本年度も的確に対応を行った。今後もISO事業への積極的な貢献のため、専門家派遣の体制整備を怠ることなく進めていく構えを保持した。

（注）GPSやセラミックに係る提案など。

（グラフ）ISO/TC4の会議開催数（WG会議は右側の棒グラフ。）



⑤リーガル・マインドを基盤とした運営手法の工夫

公益的事業の推進にあたっては、その公益的目的の範囲に限定して①工業会と会員間におけるコミュニケーションと、②総会、理事会のほか、各種の専門委員会における審議等が円滑・適切に行われることが必要である。しかしながら、2011年7月以降の制約下のもとで、これらについて支障が発生してきた。これを補うため、コミュニケーション及び審議手法等に関し運営手法の工夫が行われ、効率化、緊密化が図られており、これを継続した。

こうした工夫は、専門委員の会合参加の促進をはじめとする現下の制約への対処であつたばかりでなく、近年の競争法やCSRなどに係る経済社会の環境変化への適合という新時代への対応でもある。

主な具体例は以下のとおり。

ア. 工業会が e メール・電話等を活用し、会員間のコミュニケーションのハブ機能を担うこと

イ. 事業の意義等についての理解、工業会活動への会員の参画意識の維持、意識改革などに資するため、専務理事、事務局職員が、 e メール・電話による緊密な連絡に加え、 I T 一辺倒に陥ることなく、会員のもとへの個別訪問（面談）を励行すること

ウ. 意思決定に係る事案については、（ i ）法令に基づく「書面審議」の活用や（ ii ）メールによる緊急の意見聴取・承認の確認手続きを実施すること

上記ウ.（ ii ）については、 2012 年 11 月理事会において、理事会の意思形成手続きとして「理事承認案件の確定手続き」^{（注）}が包括的に承認されている。本年度も本手続きを必要に応じ実施し、理事会の意思形成の効率化を図った。

（注）具体的手順は次のとおり。

a. 時間的制約等のため、理事会の会合の場や書面等による決議ではなく、 e メールにより理事・監事の全員に決議の目的である事項を提案し、理事・監事の全員から承認を頂いた場合、その決議事項に係る業務執行を行う。

b. 但し、この場合、直近の理事会における当該事実の報告（ e メールによる決議の目的である事項の提案に対して、理事・監事の全員から承認を頂いた旨の報告）することで、理事・監事の全員の承認の意思確認が完了し、これをもって理事会における当該決議事項の承認（決議）が確定されたものとする。

⑥「入会金及び通常会費負担規約」の一部改正

2019 年 10 月からの消費税率変更*に合わせ、同規約の一部改正を行った。

* 2019 年上半期 8 % → 下半期 10 %。

（ 2019 年 6 月定時総会承認）

⑦就業規則の変更

労働基準法が改正（ 2019 年 4 月 1 日施行）され、使用者は年 10 日以上の有給休暇の取得権利のある従業員に対し、最低 5 日以上の有給休暇を取得させることを義務づけられた。このため就業規則にこれに係る条文を追加した。 （ 2019 年 6 月理事会承認）

⑧新型コロナウイルスの感染拡大への対応

感染拡大防止の観点から、審議や意思疎通の手法について、慎重な対応が要請された。会議等の実施については、会議ごとに個々の事情や必要性について慎重に判断しながら、面談会合、書面審議、電話会議、延期・中止などの対応を行った。また、会員とのコミュニケーションについても、面談を伴わないメール、電話等を一層活用した。

⑨安全対策の徹底

安全対策の観点から、会合開催時に災害等の際の避難経路の説明を行うこととしており、本年度も実施した。

本年度における事業の概要は次の I. ~V. の通りである。

I. 総会

1. 第15回総会（2019年度定時総会）

日 時 2019年6月5日（水曜） 午後3時～午後3時58分

場 所 東京都港区芝公園3丁目5番8号

機械振興会館（6D-1・2会議室（6階））

会員の出席状況等

議決権のある会員総数 32名

総会員の議決権の数 32個

出席会員数（委任状による者（16名）を含む） 32名

この議決権の総数 32個

議事の経過の要領及びその結果

定款に従い、代表理事 会長の安形哲夫氏が議長となり、午後3時に第15回総会（2019年度定時総会）を開会する旨、発言し、上記のとおり議案の決議に必要な会員の出席及び議決権の数が確保されているため、本定時総会は、定款に基づき、成立した旨、議場に報告を行った。

その後、安形議長より、本定時総会を開催するにあたり、①来賓の紹介、②立会い頂いている顧問弁護士の紹介、③コンプライアンスの観点から中座は原則控えて頂くことなどについて述べられた。

次いで、宮下副会長兼専務理事より、安全対策の観点から、災害等の際の避難経路図について説明された。続いて、安形議長より議長挨拶、経済産業省 製造産業局 大臣官房審議官 広瀬 直 殿から来賓のご挨拶が行われた。

次に、ベーカー&マッケンジー法律事務所の阿江順也弁護士より、顧問弁護士として、独占禁止法に係るコンプライアンスを確保する趣旨から本定時総会に出席しているとの経緯と理由を説明した上で、独占禁止法遵守にあたっての注意点を交えて、全出席者に対し同法の遵守を喚起し、その意思の確認がなされた。その後、議事に入り、下記の各議案の審議を行い、満場異議なくこれを承認可決した。

第1号議案 2018年度事業報告書、貸借対照表及び正味財産増減計算書等の承認の件

第2号議案 2019年度事業計画書及び収支予算書の承認の件

第3号議案 2019年度会費（「入会金及び通常会費負担規約」の一部改正を含む）の件

第4号議案 定款の変更の件

2. 第16回総会（書面による決議）

宮下英治副会長兼専務理事より、高宮 勉氏（株式会社ツバキ・ナカシマ 取締役）の理事辞任（2020年1月1日付け）に伴う、後任の理事に関して、廣田浩治氏（同社取締役兼代表執行役社長CEO）を選任することについて、総会の承認を得るべく、すべての会員代表者に対して、書面（2019ベア工総務第19号文書）をもって提案が行われた。

その結果、会員代表者の全員から、上記の提案につき書面で同意する旨の回答があつたため、定款の規定に基づき、上記提案については可決する旨の総会の決議（2020年1月31日付け）があつたものとみなされた。

II. 理事会

理事会は工業会の業務の執行等に係る重要事項の審議、決議等を行つており、理事本人による過半数の出席が必要であるとの定足数の要件がある。2011年7月以降の諸般の状況等によりこの定足数の確保について不確実性が高まつたこと、及び事業運営の合理化等を勘案し、一般社団法人に係る法令・定款も踏まえ、年間の定例面談理事会の開催回数が従来の6回から4回（1月、3月、6月、11月）へ変更されている。これに沿つた形で確実に理事会が開催できるよう理事会の開催に努め、実施した。同時に、書面による理事会など、法令に従つて、面談による以外の可能な手法も駆使し、合理的な運営に努めた。

なお、各理事会の主な議題は、次の通りである。

第37回理事会（書面による決議）（2019年5月16日）

1. 2018年度の決算書並びに附属明細書
2. 2018年度の事業報告書並びに附属明細書

第38回理事会（2019年6月5日）

1. 人事異動
2. 2019年11月の参与会終了後の懇親パーティ
3. 就業規則の変更
4. 技術部会報告（承認事項含む）
5. 国際関係の取り組み

第39回理事会（2019年11月26日）

1. 人事異動
2. 2020年の理事会等の開催日程等
3. 環境対策の取り組み
4. ISO/TC4等の取り組み
5. 国際関係の取り組み
6. 中小企業対策の取り組み
7. 「地球温暖化対策のための税負担の拡大反対共同要望書」への参加
8. 「経済産業省こどもデー」への出展
9. 委員変更登録

第40回理事会（2020年1月23日）

1. 2020年11月の理事会及び参与会等の開催日程等
2. 組織名称の改称
3. 技術部会報告
4. 2020年度のポイント（案）
5. 下請代金支払遅延等防止法に関する講習会の開催
6. 中小企業信用保険法の規定に基づく指定業種（セーフティネット保証5号）の延長
7. 経済産業省要請による中国税関職員受け入れへの協力について（偽造品対策）
8. 理事選任に関する書面決議（第16回総会）

第41回理事会（2020年3月24日）

1. 人事異動
2. 2021年1月の理事会等の開催日程等
3. 組織名称の改称
4. 第17回総会（2020年度定時総会）の招集と議案の事前審議
 - (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項（議案）
 - (3) 役員（理事及び監事）の選任の概要
 - (4) 総会次第
 - (5) 2019年度収支決算見込み
 - (6) 2020年度事業計画書、収支予算書及び会費（「入会金及び通常会費負担規約」の一部改正を含む）
5. 会長・副会長・専務理事の選定等（事前審議）
6. 環境対策の取り組み
7. 経済産業省要請による中国税関職員受け入れへの協力の中止について

8. 新型コロナウイルスに関する経済産業省からの通知について
9. 特定技能外国人材制度の機械加工における「研削・研磨」について

III. 参与会

参与会は、一般社団法人への移行（2012年4月1日付け）に伴い、従来の「評議員会」を「参与会」に名称変更したものである。

参与会は、従来の評議員会と同様、年度の中間（11月）において開催され、専務理事より参与に対し、当該年度の事業について中間報告を行い、参与の意見を伺う機関である。

本年度は、11月26日に開催され、宮下専務理事より、2019年度のそれまでの事業報告として、上記第39回理事会の各議題の内容等にも言及しつつ、要点説明が行われた。

IV. 会員等の異動

1. 会員代表者の異動

2019年4月1日	株式会社エクセディ福島
	新代表者 代表取締役社長 森島 泰 氏
	旧代表者 代表取締役社長 松田雅之 氏
2019年6月19日	ダイベア株式会社
	新代表者 代表取締役社長 遠藤博之 氏
	旧代表者 代表取締役社長 山本勝巳 氏
2019年6月25日	平和発條株式会社
	新代表者 代表取締役社長 春木博之 氏
	旧代表者 代表取締役社長 濱中 豊 氏
2020年1月1日	株式会社ツバキ・ナカシマ
	新代表者 取締役兼代表執行役社長CEO 廣田浩治 氏
	旧代表者 取締役兼代表執行役会長CEO 高宮 勉 氏

2. 理事の異動

2020年1月1日	高宮 勉 氏 理事辞任
2020年1月31日	廣田浩治 氏 理事就任

3. 参与の異動

2019年5月14日 松田雅之 氏 参与辞任

2019年5月14日 森島 泰 氏 参与就任

2019年7月2日 山本勝巳 氏 参与辞任

2019年7月2日 遠藤博之 氏 参与就任

2019年7月9日 濱中 豊 氏 参与辞任

2019年7月9日 春木博之 氏 参与就任

V. 事業項目別報告

1. 情報収集提供・総務管理に関する事業
2. ベアリングの技術標準化（ISO/TC4への対応等）に関する事業
3. 健全な貿易発展施策等に関する事業
4. 環境及び中小企業対策をはじめとする経営の高度化等に関する事業
5. 広報に関する事業

1. 情報収集提供・総務管理に関する事業

(1) 情報収集提供等

グローバル化の進展など当業界を取り巻く環境が急速に変化している中で、内外の関連情報に係る収集提供に関する事業を実施した。その一環として、経済産業省等の政府機関、経済諸団体及び関連業界との意見交換・情報交換・協力を深めた。こうして得た情報は、工業会の各種事業の企画、実施に反映した。

①経済諸団体等との意見交換等

日本経済団体連合会、日本機械工業連合会、経済産業調査会、経済産業統計協会等における各種会議への参加などにより、経済諸団体や関連業界との意見交換・情報収集・協力を進めた。

②政府等との情報交換等

政府等（政府関係機関を含む）に対して、当工業会の事業全般にわたり、情報収集提供や要望をはじめとする情報交換・協力を実施した。

経済産業省の業種担当課（製造産業局 産業機械課）や事業関係課（通商政策局 通商機構部、産業技術環境局 国際標準課等）に対して、最新の事業内容、要望等について説明するなど情報交換を密にするとともに、ベアリング業界への一層の理解と認識を深めていただいた。経済産業省担当官から直接施策説明を受けるなど、中小企業対策企画委員会主催の講演会等各種会合も情報収集の機会とした。また、IIPPF（国際知的財産保護フォーラム）や JETRO 等政府関係機関とも同様に情報交換を密にした。また、上記（1）の経済諸団体等との連携も協働させた。以下を特記する。

a. 政府からの各種調査への協力

経済産業省をはじめとする政府からの各種調査に協力した。

- ・ベアリングの業種概況等の調査（毎年 6 月）

生産及び受注等の動向、前年度の業況、国内及び海外の主要メーカー各社の業況、業界の課題と今後の対応、海外生産拠点の状況などについて、調査を実施するなどして協力を実施した。

b. 政府からの情報に係る会員への周知協力

経済産業省をはじめとする政府からの情報を会員各社へ通知し周知徹底に努めた。

- ・改元に伴う元号による情報システム改修等への対応について／「心の輪を広げる障害者理解促進事業」について（2019. 4. 3）
- ・テレワーク・デイズ 2019 の募集について（2019. 5. 8）

- ・G 20 大阪サミット等開催に伴う警備協力について (2019. 5. 9)
- ・コンテナへのヒアリ侵入防止等に係る事業者への協力依頼について (2019. 5. 16)
- ・トランプ・アメリカ合衆国大統領来日に伴う警備協力について (2019. 5. 21)
- ・G20 大阪サミット開催に伴う交通対策について (2019. 5. 31)
- ・夏季の省エネルギーの取組について (2019. 6. 3)
- ・技術等情報の管理に向けた専門家派遣事業の説明会について (2019. 6. 26)
- ・働き方改革に伴う「しづ寄せ」及び下請いじめの防止に向けたCMの周知等について (2019. 6. 28)
- ・令和元年度「福島県企業立地セミナー」開催のお知らせ (2019. 7. 24)
- ・製造業の知的財産関係優越的地位の濫用実態調査報告書」について (2019. 7. 31)
- ・研究開発税制の改正について (2019. 7. 31)
- ・東京 2020 大会開会式を想定した交通対策テストのお知らせ (2019. 8. 19)
- ・METI-RIETI 共同シンポジウムの開催案内について (2019. 8. 19)
- ・消費税率引上げに向けた特設サイトのご案内について (2019. 8. 19)
- ・天皇陛下御即位関連式典に係る警備協力について (2019. 9. 4)
- ・DX 推進指標の周知及び自己診断結果の報告について (2019. 9. 4)
- ・外国元首・祝賀使節等の来日に伴う交通対策への協力依頼 (2019. 9. 12)
- ・10 月 22 日の国旗掲揚につきまして (2019. 9. 25)
- ・下請中小企業との取引に関する配慮について (2019. 10. 18)
- ・冬季の省エネルギーの取組について (2019. 10. 18)
- ・「情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案」の閣議決定について (2019. 10. 25)
- ・コンテナへのヒアリ侵入防止等に係る事業者への協力依頼について (2019. 10. 28)
- ・令和元年度 改正フロン排出抑制法に関する説明会について (2019. 10. 29)
- ・下請中小企業との取引に関する配慮について (2019. 11. 5)
- ・日本人の姓名ローマ字表記について (2019. 11. 8)
- ・ローマ法王来日に伴う警備協力について (2019. 11. 15)
- ・下請取引の適正化について (2019. 11. 18)
- ・障害者差別解消法に係る相談事例等に関する調査について (2019. 11. 21)
- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の物流に係るご協力のお願いについて (2019. 12. 2)
- ・輸出管理体制構築支援・専門家派遣事業のご案内 (2019. 12. 26)
- ・風水害発生時における毒物及び劇物の保管管理等について (2020. 1. 21)
- ・感染症対策に係るご協力のお願い (2020. 2. 7)
- ・「新型コロナウイルス感染症により影響を受ける下請等中小企業との取引に関する配慮」について (2020. 2. 21)

- ・新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ（支援策パンフレット）（2020.3.23）
- ・立皇嗣宣言の儀当日における国旗掲揚の協力依頼について（2020.3.25）

c. 令和2年度税制改正に対する対応

「税制改正要望」については、「（一社）日本機械工業連合会」が策定した「機械業界の要望」を総務連絡会に報告している。

令和2年度の「税制改正要望」（令和2年度税制改正に関する機械業界の要望）については、同連合会事務局より説明を受け、これを踏まえ、同要望書を総務連絡会に対し、同要望書が産業界としての一般的な方向に沿っている旨を含め報告した。

要望のポイントは次の通り。

ア. 設備投資促進にための施策

- ・平成26年1月から28年末まで実施された「生産性向上設備投資A類型」のような適用要件が簡易で明確な税制の導入。
- ・「コネクテッド・インダストリーズ税制」の計画認定要件の緩和、手続きの簡素化、対象設備の拡大等の検討。

イ. 償却資産課税の見直し

- ・機械類等に対する固定資産税の撤廃。
- ・固定資産税における残存価格制度の廃止。
- ・減価償却の方法について、現在の定額法と定率法の自由選択方式の継続を要望。

ウ. 納税事務負担の軽減

- ・「法人税及び消費税、源泉所得税の申告期限等の延長」や「連結納税制度の簡素化」など。

エ. 研究開発税制の拡充

- ・「試験研究費の総額に係る税制控除制度（総額型）の拡充」や「研究開発専用設備及びソフトウェアの即時償却の容認」など。

オ. 地球温暖化対策税の廃止を含めた抜本的見直し、併せて使途拡大（森林吸収源対策や地方の地球温暖化対策への充当）の反対。

上記要望書は、2019年9月に同連合会により、経済産業省等の政府へ提出が行われた。また、11月に自由民主党及び公明党に提出するとともに両党からヒアリングを受け機械業界の要望が説明されている。

d. 地球温暖化対策のための税負担に係る「共同要望書」への参加

2019年秋、経団連、日本商工会議所、日機連等において「共同要望書」が検討されていた。同要望書は、環境省が、令和2年度の税制改正要望において、「税制全体のグリー

ン化の推進」として、現行の地球温暖化対策税を着実に実施することなどの要望に加えて、今回新たに、カーボンプライシングに関する専門的・技術的な議論を進める旨、盛り込んでいたことへの対応のためのものであった。

2019年10月16日に（一社）日本機械工業連合会（日機連）より、緒業界団体に対して、経済界が一体となって行うべきとして、同要望書への参加依頼があり、当工業会は、11月5日にこれを承諾した（連名の形式。要望団体は全体で114団体）。

しかしながら、2019年12月の与党税制調査会においては具体的な案が検討事項にかけられることはなかった。このため、今期において同要望書による要望活動は行われていない。

③統計調査に関する事業

経済産業省等の政府統計におけるデータ等により、ベアリング産業に関する統計を作成し、基礎資料として工業会活動に活用するとともに、機関誌「ベアリング」及びホームページにて発表し情報提供した。

ア. 生産について

2019年4月から2020年3月までの生産（経済産業省「機械統計」）は、金額6,989億4,000万円、対前年同期比93.6%、数量26億9,017万個、同90.9%、重量55万トン、同94.0%となった。

イ. 在庫について

2020年3月の在庫（経済産業省「機械統計」）は、数量2億1,901万個、対前年同月比97.3%、在庫率（在庫／販売）98.0%となった。

ウ. 受注について

2019年4月から2020年3月までの受注金額（内閣府「機械受注統計」）は、6,244億4,000万円、対前年同期比90.9%となった。

受注の内訳をみると、内需は3,979億9,300万円、対前年同期比92.1%、外需は2,264億4,700万円、同88.8%となった。

また、2019年4月から2020年3月までの内需を主要需要部門別にみると、自動車・同付属品製造業からの受注は対前年同期比94.6%、はん用・生産用機械器具製造業は同85.6%、電気機械器具製造業は同83.3%となった。

④調査専門委員会の改称

当委員会は、会員各社から報告された統計データの集計方法や、「国家統計」（経済産業省機械統計や財務省貿易統計）の集計方法の見直しが検討された際の対応など、軸受に関する統計制度を検討・議論することを目的としている。現行の「調査専門委員会」の名称は、当工業会創設以来のものであり、委員会の目的をより明確にするため、2020年3月理事会において「統計制度専門委員会」に改称された。

(2) 総務・管理関係

総務・管理業務における重要なものは、次のとおり。

①総務連絡会

ア. 役割

総務連絡会は、2011年以降の厳しい制約下における改革の中で2012年12月に従前の組織を発展的に解消して、創設されたものである。理事会メンバー全員の総務部長クラスを構成員とする。その役割は、ア.「理事会をはじめとする工業会活動のフォローと理事・監事会社における会社内部での支援（工業会の事業の動向、スケジュールなどの情報共有等による）」、イ.「既定の委員会で対応できない（受皿のない）案件の第1義的相談窓口」などである。特に、工業会の公益に純化した事業の推進及び改革等工業会のあり方に関する検討について、その進捗に関し理解と協力を求める機能が期待されている。

イ. 開催経緯

今年度は、総務連絡会を2回開催した。議題は次の通り。

i.第14回総務連絡会（2019年7月23日）

第15回総会（2019年度定時総会）及び第38回理事会（2019年6月5日開催）の説明

- ・人事異動
- ・理事会等の開催日程等
- ・定款の変更について
- ・2018年度事業報告の説明

ii.第15回総務連絡会（2020年2月20日）

理事会・参与会（2019年11月26日開催）及び理事会（2020年1月23日開催）の説明

- ・人事異動
- ・理事会等の開催日程等
- ・組織名称の改称について
- ・ISO等の取り組み
- ・国際関係の取り組み
- ・環境対策の取り組み
- ・下請代金支払遅延等防止法に関する講習会開催について
- ・中小企業信用保険法の規定に基づく指定業種の延長
- ・地球温暖化対策のための税負担の拡大反対共同要望書への参加
- ・「経済産業省こどもデー」への出展について
- ・中小企業対策の取り組み

ウ. 「経済産業省子供デー」への出展

経済産業省から当工業会に対して、2018年に初めて、「経済産業省子供デー」への出展依頼があり、当工業会における対応のあり方を総務連絡会に第1義的に相談したところ、本件は、日本ベアリング工業会として展示するもので、経済産業省への協力のみならず、将来を担う子供たちに対して当業界の製品について知ってもらうことは有意義なことであるため、広く全会員に呼びかけ参加を促すこととした。その結果、3社から積極的な回答があったため、経産省の指導に従い、下記のとおり当面3年間の当工業

会会員の出展分担を設定し*、本年度においては日本精工が実施・貢献した。

出展会員

2018年：NTN株式会社（2018年8月1日、2日の子供デーに出展した。）

2019年：日本精工株式会社（2019年8月7日、8日の子供デーに出展した。）

2020年：株式会社ジェイテクト

*順番は協力申し込み順とした。

エ. 「下請代金支払遅延等防止法に関する講習会」の開催

当工業会では、独禁法、下請法に係る講習会を実施してきた。また、経済産業省からの要請を踏まえ、下請取引適正化に係る通達等について、会員への情報提供を継続的に実施してきている。直近の講習会後2年間を経過し、下請取引適正化に係る行政施策の変更を含め、様々な環境変化が進展していたので、急遽、本講習会を開催した。「総務連絡会」及び「中小企業対策企画委員会」との合同開催で、全会員に呼びかけて講習会を開催した。

同講習会は、とりわけ、経済産業省が強力に進めている下請取引適正化施策の直近の進展を意識して実施したものである。その重点とされている「不合理な原価低減要請・支払いの現金化・型管理の適正化」における改善の進捗を踏まえた下請中小企業振興法の振興基準の改正、指導の強化（下請Gメン大幅増員を含む）などについて、より正確な理解を深めることを目的とした。また、2019年12月に経済産業省により「型取引の適正化推進協議会報告書」が策定され、これが振興基準にも反映されることとなっていたことも参照して、同講習会ではこうした型取引適正化に係る内容を特別に厚くして教授された。

ア. 日 時：2020年2月6日

イ. 場 所：大阪科学技術センター

ウ. 講 師：セントラル法律事務所 パートナー弁護士 服部真也（委託事業による派遣弁護士）

エ. 講習内容：「下請代金支払遅延等防止法」の基礎コース及び実践コース（型管理を含む）

オ. スキーム 中小企業庁委託事業の出張講習

②各種寄付要請への対応

寄付への対応は、当工業会の due process の確保の観点から、理事会、総会で検討し、拠出する場合は、当工業会の予算に計上することとしている。2019年度については、「スポーツ振興資金財団財界募金（80万円）」「警察協会救済援護事業（10万円）」「経済広報センター会費（会費形態であるが寄付の位置づけ）56.7万円」の継続3件を拠

出した。

なお、上記継続3件については、2020年度予算に計上する。

③災害への対応

ア. BCP (Business Continuity Plan 事業継続計画)への対応

今後も大震災等の災害が想定されている中、工業会の BCP への対応として、震災等が発生した場合に、会員企業の被害状況の確認などの現状把握を速やかに行い、経済産業省へ報告を行うとともに経済産業省からの情報を会員企業に周知連絡を行うため、毎年7月に、各会員の緊急連絡先、工場、本支店、営業所の情報を調査している。そのリストを経済産業省へも提供している。

なお、2019年度に発生した災害等の調査は次の通り。

・山形県沖地震 (2019.6.19)

2019年6月18日に山形県沖（日本海）でM6.7の地震が発生した。新潟県村上市府屋で震度6強を観測したほか、観測史上初めて山形県内で震度6以上の揺れを記録した。会員に特段の被害はなかった。

・九州北部大雨 (2019.7.1)

2019年6月30日から7月2日にかけて鹿児島、宮崎、熊本など九州北部に大雨が降った。会員に特段の被害はなかった。

・九州北部大雨 (2019.8.28)

2019年8月27から28日にかけて、九州北部を中心に大雨が降った。会員に特段の被害はなかった。

・台風13号、15号 (2019.9.6)

台風13号が2019年9月6日、東シナ海を北上した。続いて、台風15号は、関東地方に上陸したものとしては観測史上最強クラスの勢力で9月9日に上陸し、千葉県を中心に甚大な被害を出した（令和元年房総半島台風と命名）。台風13号の影響で会員に一部冠水があったが、生産には影響はなかった。

・台風19号 (2019.10.14)

2019年10月12日に日本に上陸し、関東地方や甲信地方、東北地方などで記録的な大雨となり、甚大な被害をもたらした（令和元年東日本台風と命名）。会員に特段の被害はなかった。

イ. 福島復興に係る行政協力

・福島イノベーション・コスト企業立地セミナーin東京の開催

経済産業省より標記セミナーへの出席協力依頼があり、「日本精工」及び「ジェイテクト」が参加した。

ウ. 工業会事務局における防災対策の推進

事業継続（B C P 対策）の観点を含め、事務局において次の防災対策を推進した。

工業会事務所が入居している機械振興会館（（一財）機械振興協会）の防災管理協議会に出席し、防災管理に関する情報を入手するとともに、毎年 11 月に同協会が行う自衛消防訓練に参加している。本年度は 11 月 6 日に自衛消防訓練が行われた。今回は、避難訓練終了後、消火器操作訓練が行われた。

また、当事務所では、書庫等の転倒防止対策を行うとともに防災備蓄品として、水、食料、災害用寝袋、ヘルメット、防災用手袋、マスク等を確保している。

火災等の緊急時において会議参加者が適切に避難できるように、工業会における総会、理事会、委員会等の各種会議の冒頭において当該会議開催場所の「避難経路図」を説明した。

なお、当工業会事務所は、平成 2019 年 3 月 7 日に防災管理点検特例認定（注）を受けた。認定期間は、平成 2019 年 3 月 7 日から平成 2022 年 3 月 6 日である（2013 年 2 月に 1 回目の認定を受け、当該認定は 3 回目の認定）。

（注）毎年 1 回防火管理点検報告が義務付けられているが、過去 3 年以内の点検結果が優良と認められ、消防機関の検査を受け、基準に適合していると認められた場合、防災管理点検・報告の義務が免除されるもの。

2. ベアリングの技術標準化（ISO/TC 4への対応等）に関する事業

（1）ISO 関連

ISO/TC 4（転がり軸受専門委員会）の下には、現在、SC（Subcommittee=分科委員会）が8つあり、またこのTC 4及びSCの委員会下には、各国からの推薦による専門家から構成されるWG（作業グループ）が18グループ（諮問グループを含む）あり、割り当てられた特定業務に当たっている。現在、TC 4に参加するメンバー国は、Pメンバー（積極的参加国）が22ヶ国、Oメンバー（オブザーバ）が20ヶ国であり、総計で42ヶ国となる。2020年3月末におけるISO/TC 4の構成は付表1（本節末尾参照）の通りである。

当工業会は、ベアリングに関する国際規格の制定・改正につき、ISOの日本代表組織であるJISC^{*}のベアリング部門の役割を担うISO対策転がり軸受委員会への協力などを通じて、関係する業界とも協力し、また学識経験者などの意見を聞きつつ、ISO/TC 4の審議に積極的に参画している。これにより、標準化を促進し、国内外の産業の発展に寄与している。また、ISO/CS（中央事務局）により日々更新される国際標準化業務のための電子システムに対応して、国内審議体制、投票体制及び幹事国業務の電子化を推進している。

^{*}JISC（Japanese Industrial Standards Committee、日本産業標準調査会）は経済産業省に設置されている組織（経済産業省 産業技術局 基準認証ユニット）で、ISO及びIECに対する我が国唯一の会員として、国際規格開発に参加している。

2020年3月末におけるベアリングのISO規格数は合計79件（追補、技術仕様書及び技術報告書を含む）あり、そのうち2019年4月以降に発行された規格は3件である。2020年3月末における新規制定作業中の規格は10件、改正作業中の規格が13件、定期見直しの規格が3件ある。

TC 4全体の動向としては、規格の新規制定及び改正は欧州からの提案により行われる場合が大半を占めている。具体的には、①各製品分野の規格に対しての横断的なGPS（Geometrical Product Specifications、製品の幾何特性仕様）適用検討、②セラミック（窒化けい素）に関係した新たな規格検討、③グリースノイズ試験規格等の特殊な限定された分野における規格開発、及び④SC 8（定格荷重及び寿命）が扱う規格体系の見直し及び規格開発の方向性の検討が行われている。

TC 4総会（TC 4本会議、そのSC及びWG会議）は、2年に一度開催されており、第29回ISO/TC 4総会を2019年5月に日本（千葉）で開催した。万全の会議運営に努め、日本でのTC 4会議は成功裏に終了した。また、この時併催されたSC 12の第4回会議も、活発な議論を促し、幹事国としての日本の責任を十分に果した。

TC 4における活動及び個々の規格の進捗状況のうち、主なものは下記の通りである。

① ISO/TC 4/SC 12 幹事国担当

TC 4における組織再編検討の結果、2011年10月に、新たなSC（分科委員会）として

SC 12（玉軸受）が設置され、その幹事国を日本が担当することが決定された。これを受け
て、日本は幹事国の役割を着実に果たしてきている。

SC 12 幹事国担当に関する具体的な報告は下記の通りである。

a. TC 4 の概況

ベアリングの国際標準化は、長年欧米企業が主導して幹事国運営を独占してきていた。特に、TC 4 幹事国を担当しているスウェーデンにある 1 社は、グローバル企業として海外の子会社が所在する国々の投票に影響を与えていた。

SC 幹事国を担当している国は、今までスウェーデンの他、ドイツ、フランス及びアメリカであった。日本が SC の幹事国を担当するのは SC 12 が初めてであった。

b. SC 12 幹事国引受までの経緯

2000 年以降、日本が提案したプロジェクトが担当幹事国の対応の遅れから期限切れでキャンセルされるなど、いくつかのプロジェクトで業務停滞が見られた。該当する SC は SC 6、SC 9 及び SC 11 であり、幹事国はいずれもアメリカであった。日本は、2005 年に開催されたワシントンでの SC 会議で、問題提起するとともに、幹事国引受けの用意があることを表明した。TC 4 議長は日本の TC 4 における標準化活動への貢献を評価していたことも背景にあって、TC 4 組織再編グループが発足し検討が開始された。検討の結果、2007 年の TC 4 総会（パリ）において、アメリカに幹事国降任を促すことになったが、ABMA の上位組織の ANSI（米国規格協会）の了承が得られなかった（既存 SC の幹事国が日本への移管の合意はなされなかった）。

別途の解決策を見出すべく、その後も検討が継続され、2009 年の TC 4 総会（沖縄）において、SC 12 を新設し日本が幹事国を担当することが提案された。2011 年 6 月にブリュッセルにて開催された TC 4 総会において、SC 12 の新設及びその幹事国を日本が担当することが決議された。2011 年 10 月に ISO の上層委員会である ISO/TMB（技術管理評議会）における最終承認を受け SC 12 は正式に発足し、工業会から輩出された、JISC が任命した委員会マネージャー※及び幹事国が指名した議長が、その活動を進めてきている。

※2019 年 5 月の ISO/IEC 専用業務用指針の改正により、国際幹事（Secretary）の呼称は、委員会マネージャー（Committee Manager）へ変更された。本報告についても、過去の内容を含め「国際幹事」から「委員会マネージャー」へ呼称を統一している。

c. SC 12 の概要

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| • SC 12 の名称 | Ball bearings（玉軸受） |
| • 幹事国 | 日本（国代表組織：日本産業標準調査会 [JISC]） |
| • 委員会マネージャー | 白木高志（JBIA） |
| • 議長 | 中島 宏（NSK） |
| • 業務範囲 | 全ての形式及び寸法の玉軸受の標準化（主要寸法及び公差を含む） |
| • 担当 ISO 規格 | 付表 2（本節末尾参照）の通り（現在 7 規格）。 |

d. 幹事国担当の意義

SC 12 の管轄規格における “玉軸受” 及び “玉” はベアリングで最も基本的かつ代表的な製品であり、この分野においても高い技術力を持つ日本が担当することは、①世界の軸受産業の発展に寄与し国際貢献を果たす、②同時に、SC 12 を起点として、長い間、欧米勢が主体であった TC 4 の標準化活動において、日本がより一層の貢献・関与をすることで、日本の産業の発展にも寄与することとなる。

e. SC 12 議長の交代及び委員会マネージャーの活動

2014 年 6 月以来、SC 12 議長を務めている伊藤議長の任期は 2017 年 12 月までとなっており、2017 年秋に 65 歳を迎えることから、任期の延長は行わない方針にあった。幹事国が任命する次期議長について、工業会にて候補者を選出し、JISC への推薦を行った（2017 年 7 月理事会承認）。SC 12 議長承認のための委員会投票が 2017 年 8 月に TC 4 において行われた。委員会投票は 2017 年 11 月に承認され、2020 年 12 月までの任期にて正式に中島議長の登録が行われている。

また、委員会マネージャーについては、引き続き白木（工業会職員）が、担当する規格の改正作業の運営、各国の委員会メンバー及び ISO/CS との調整業務などを遂行し、ノウハウ等を蓄積しつつ当該任務を着実に遂行している。

f. 工業会の体制整備

SC 幹事国引受けについては、近年の当工業会の総会等において決定した方針に基づくものであり、幹事国業務の職責を果たすための体制整備もその方針に盛り込まれている。これは元々実質一名体制であった技術部事務局の体制が、業務負荷の問題に加え、以下のとおり立場の面での問題もあり、経済産業省及び日本規格協会からその旨の指導も受けていることによる。2011 年 10 月の TC 4/SC 12 幹事国引受けの際に、初回会議への緊急対応に迫られ、臨時に業務補助の派遣職員一名を雇用し急場をしのいだ。しかし、この体制では、業務負荷への対応が十分でないことに加え、立場の面でも、正職員としては一人三役（①ISO 委員会マネージャー、②ISO 国内事務局担当職員、③JIS 及び BAS 担当職員）を担うこととなっており、経済産業省等からも「委員会マネージャー」（国際的中立の立場）と「国内事務局担当職員」（日本としての立場）が兼任されていることは適切でないとの指導を受けていた。こうした中、派遣職員が 2013 年 9 月末で退職することとなったことを契機として、直接雇用の職員を一名採用する人員補充の方針が理事会において承認された。これを受け 2014 年 4 月に職員一名を採用した。国内委員会の事務局業務を担当し、さらに委員会マネージャーを輩出している国内審議団体としては、本来「国際標準化推進室」設置が望ましいとの経済産業省等の指導もあり、これは今後の検討課題であるが、まずはその第一歩として人員補充による体制整備を進めた。

g. 幹事国業務報告

2018 年 7 月に ISO 20515（転がり軸受－ラジアル軸受、固定用切欠き－寸法及び公差）の改正を目的として SC 12/WG 2（ISO 20515 の改正）を設置した。2019 年 5 月に千葉で第 2

回 WG 2 会議、2019 年 11 月にストックホルムで第 3 回 WG 2 会議を開催し、順調に規格開発を進め、SC 幹事国として適切な WG 運営を行っている。

また、ISO 3290-1 及び-2 (鋼球及びセラミック球) の定期見直しについては、投票前に玉の表面粗さの表記に関する検討を重ねたうえで投票を実施し、2020 年 1 月に、改正の必要性がなく「確認」とすることを決定した。

②2019 年度における ISO/TC 4 会議

a. ISO/TC 4 千葉総会

2019 年 5 月に千葉・幕張にて、TC 4 本会議 SC 会議、WG 及び AG 会議が行われ、日本からは 13 名、全体としては 10 か国から 44 名が参加した。2009 年の沖縄総会以来、10 年ぶりに日本がホストとなった今回の TC 4 総会は成功裏に終了した。

ISO/TC 4 千葉総会日程

日付	時間	会議室 1	会議室 2	会議室 3
5 月 13 日 (月)	午前	① SC 5/WG 4 (円筒ころ)		
	午後	② SC 5/WG 1 (針状ころ軸受－寸法及び公差)	③ SC 4/WG 7 (ISO 492 の改正)	
5 月 14 日 (火)	午前	④ TC 4/WG 23 (グリースノイズ試験)	⑤ SC 12/WG 2 (ISO 20515 の改正)	⑥ SC 4/WG 5 (ISO 22872 の制定)
	午後			
5 月 15 日 (水)	午前	⑦ SC 8 (定格荷重及び寿命) ⑧ SC 7 (球面滑り軸受)	⑨ SC 5 (針状、円筒及び自動調心ころ軸受)	
	午後	⑩ SC 12 (玉軸受)	⑪ SC 4 (公差、公差の定義及び記号(GPS を含む))	
5 月 16 日 (木)	午前	⑫ TC 4/AG 2 (TC 4 諮問グループ 2)	⑬ SC 11 (リニア軸受)	
	午後	⑭ TC 4/AG 1 (TC 4 諮問グループ 1)		
	18:00 ～	社交行事 (於: ホテルニューオータニ幕張)		
5 月 17 日 (金)	午前	⑮ TC 4 本会議		
	午後			

b. ISO/TC 4 ストックホルム WG 会議

2019年11月にスウェーデン・ストックホルムにて、TC 4 及びその SC の WG 会議が行われた。日本からは4社8名が参加した。

ISO/TC 4 ストックホルム WG 会議日程

日付	時間	会議室 1	会議室 2
11月25日(月)	午前	① TC 4/WG 23	② SC 4/WG 5
	午後		
11月26日(火)	午前	③ SC 5/WG 1	④ SC 8
	午後		
11月27日(水)	午前	⑤ SC 4/WG 7	⑥ TC 4/WG 24
	午後		
11月28日(木)	午前	⑦ TC 4/AG 2	⑧ SC 12/WG 2
	午後	⑨ SC 5/WG 4	
11月29日(金)	午前	⑩ TC 4/AG 1	
	午後		

③ISO/TC 4 における各委員会の作業状況

各委員会の活動状況は下記の通りである。

a. ISO/TC 4 (転がり軸受) 関連

i. 制定作業中の規格

- ISO 21250-1、-2、-3 及び-4 (グリースノイズ試験)

転がり軸受用グリースノイズ試験に関する規格の制定作業が WG 23 にて行われている。欧州で使用している試験方法である-2 (試験及び評価方法 BQ) 及び-3 (試験及び評価方法 MQ) が NP (新業務項目提案) として承認されたため、その対抗措置として、日本からも日本で一般的に使用している試験方法である-4 (試験及び評価方法 NQ) の提案を行い、現在それぞれの規格発行に向けた審議が行われている。

- 仮称：セラミック転動体の欠陥などに関する用語

2019年9月に PWI (予備業務項目) への登録が可決され、制定作業のための WG を設置し審議を行っている。

ii. 改正作業中の規格

- ISO 15241 (物理量の記号)

追補発行に向けた作業が進められている。

- ISO/TS 23768-1 (部品ライブラリーリファレンス辞書)

改正発行された ISO 5593 (用語) の改正内容を ISO/TS 23768-1 に反映させることを目的として、WG 15 にて改正作業を行っている。

- ISO 21107 (電子媒体の検索構造-属性用語で識別された特性及び性能基準)

ISO/TS 23768-1 の改正に際しての変更内容を ISO 21107 に反映させることを目的として、

改正作業を行っている。

iii. 発行された規格

- ISO 5593 (用語)

2019年4月に発行された。

b. ISO/TC 4/SC 4 (公差) 関連

i. 制定作業中の規格

- ISO 22872 (公差—GPSに基づく用語及び定義)

GPSに基づく公差の用語及び定義に関する規格制定に向けて、規格案の審議を行っている。

ii. 改正作業中の規格

- ISO 199 (スラスト軸受—製品の幾何特性仕様 (GPS)、許容差及び許容値)

改正に向けた検討審議を開始している。

- ISO 492 (ラジアル軸受—製品の幾何特性仕様 (GPS)、許容差及び許容値)

CD (委員会原案) が回付され、改正に向けた作業を行っている。

c. ISO/TC 4/SC 5 (針状ころ軸受) 関連

i. 制定作業中の規格

- ISO 12297-1 (鋼製円筒ころ)

2019年8月に FDIS (最終規格原案) 案が回付され、審議を行っている。また、それと並行して追補案発行のための審議も実施している。

ii. 改正作業中の規格

- ISO 3030 (ラジアル保持器付き針状ころ)

2018年6月に DIS (国際規格案) が可決され、FDIS の回付待ちである。

- ISO 3031 (スラスト保持器付き針状ころ及びスラストワッシャー)

2018年6月に DIS (国際規格原案) が可決され、FDIS (最終規格案) の回付待ちである。

d. ISO/TC 4/SC 6 (インサート軸受) 関連

i. 発行された規格

- ISO 9628 (インサート軸受及び偏心固定輪)

2019年9月に発行された。

e. ISO/TC 4/SC 7 (球面滑り軸受) 関連

i. 制定作業中の規格

- ISO 24652 (仮称: 油圧シリンダ用ロッドエンド)

2019年10年に NP (新業務項目提案) 投票が可決され、制定に向けた審議を行っている。

ii. 定期見直しの規格

- ISO 6811 (球面滑り軸受一用語)

定期見直しが行われている。

f. ISO/TC 4/SC 8 (定格荷重及び寿命) 関連

i. 制定作業中の規格

- ISO 16281 (仮称: 合成荷重を受ける軸受の修正基準定格寿命の計算方法)

2019年5月に ISO/TS 16281 を基として規格を制定することが決定し、制定に向けた審議を行っている。

- ISO/TR 20051 (球面滑り軸受一定格荷重係数の導入)

審議が完了しており、規格発行待ちである。

ii. 改正作業中の規格

- ISO/TR 1281-1 (ISO 281 の補足説明資料ー第1部)

改正作業を行っており、一部計算式の修正が合意されている。

- ISO/TR 1281-2 (ISO 281 の補足説明資料ー第2部)

改正を行うことが決定しており、今後審議を行っていく。

- ISO/TR 10657 (ISO 76 の補足説明資料)

最終ドラフトが CIB (委員会内) 投票に付される予定である。

iii. Ad hoc (特設) グループの活動

SC 8 の規格体系の見直し及び規格開発の方向性の検討をしている。議論の中では、剥離寿命以外の損傷予測と運転状態の監視を検討すべきとの意見も欧州から出ている。こうした動きは軸受寿命計算方法に大きな影響を与える可能性があるため、日本として議論の動向を注視し、慎重に審議に対応している。

g. ISO/TC 4/SC 9 (円すいころ軸受) 関連

i. 発行された規格

- ISO 355 (円すいころ軸受ー主要寸法及び系列番号)

2019年5月に発行された。

h. ISO/TC 4/SC 11 (リニア軸受) 関連

i. 改正作業中の規格

- ISO 12090-1 及び-2 (リニアガイドウェイの主要寸法及び公差ー第1部及び第2部)

改正作業のための WG を設置し、規格案の審議を行っている。

ii. 定期見直しの規格

以下の規格について定期見直し作業が行われ、改正が決定している。

- ISO 10285 (スリープ形リニア玉軸受)

- ・ISO 24393（リニア軸受－用語）

i. ISO/TC 4/SC 12（玉軸受）関連

i. 改正作業中の規格

- ・ISO 20515（ラジアル軸受、固定用切欠き－寸法及び公差）

改正作業のための WG を設置し、規格案の審議を行っている。

ii. 定期見直しの規格

以下の規格について定期見直し作業が行われ、確認が決定した。

- ・ISO 3290-1（鋼球）
- ・ISO 3290-2（セラミック球）

（2）JIS 関連

ベアリングの JIS（日本産業規格）について、産業標準化法に基づく手続きに対応した機関である JIS 転がり軸受原案作成委員会への協力などを通じて、関係する業界とも協力し、また学識経験者などの意見を聞きつつ、制定・改正の原案作成を行う。

日本産業標準調査会等の更なる電子化に対応し、JIS 審議体制及び原案作成の電子化を更に推進している。

これにより、標準化を促進し、国内外の産業の発展に寄与している。

①JIS 制定等の計画の一般公開及び意見受付の実施

技術部会が立案した JIS 制定等の計画を、JIS 転がり軸受原案作成委員会への意見聴取を経て、2020 年 1 月 9 日から 2 月 8 日の期間、工業会ホームページ「標準化情報」のページにより一般に公開し、意見受付を実施した。意見等の申出はなくこの期間を経過したため、技術部会において、この計画を決定した。

②JIS 転がり軸受原案作成委員会における原案作成の進捗状況

JIS 転がり軸受原案作成委員会は、その下に、JIS 原案の素案を作成することを目的とする専門委員会を設置している。この専門委員会には、当工業会の技術的な専門家に加え、経済産業省（以下「METI」）及び（一財）日本規格協会（以下「JSA」）の支援及び協力により、規格の用途・趣旨に関する専門家（METI）及び規格の様式に関する専門家（JSA）に、委員または関係者として参加いただいている。このように JIS 原案の素案の作成段階から外部の専門家との調整を行っている。

個々の規格の進捗状況としては、次のとおりである。

a. 改正作業中の規格

- ・JIS B 1536-1（転がり軸受－針状ころ軸受の主要寸法及び公差－第 1 部：寸法系列 48, 49 及び 69）

2020 年 2 月に JIS 転がり軸受原案作成委員会の審議を行い、2020 年度に申出予定である。

- ・ JIS B 1536-5 (転がり軸受ー針状ころ軸受の主要寸法及び公差ー第 5 部：トラックローラ)

2020 年 2 月に JIS 転がり軸受原案作成委員会の審議を行い、2020 年度に申出予定である。

- ・ JIS B 1562 (転がり軸受ー損傷及び故障ー用語、特性及び原因)

2020 年 2 月に JIS 転がり軸受原案作成委員会の審議を行い、2020 年度に申出予定である。

- ・ JIS B 1512-3 (転がり軸受ー主要寸法ー第 3 部：円すいころ軸受)

2020 年 3 月から専門委員会にて審議を行っており、2021 年度に申出予定である。

b . 発行された規格

- ・ JIS B 1509 (転がり軸受ー止め輪付きラジアル軸受ー寸法、製品の幾何特性仕様(GPS)及び公差値)

2020 年 3 月に発行された。

(3) BAS 関連

WTO/TBT 協定「適正実施基準」のルールに従い、計画と制定・改正案の公表を国内外に実施して広く意見を求めるながら、BAS につき所要の制定・改正を行う。

現在、BAS の在り方について、技術部会にて議論を行っている。まずは、対応国際規格の存在する BAS の廃止の可否について、会員企業及び関連団体を対象に調査を行うなどし、検討を継続している。

(4) 関連団体との協力

①次の関連団体と、標準化について相互協調を図っている。

(一社) 国際標準化協議会、(一財) 日本規格協会、(国研) 産業技術総合研究所、(一財) 日本軸受検査協会、(一社) 日本自動車工業会、(一社) 日本電機工業会、(一社) 日本建設機械施工協会、(一社) 日本産業車両協会、(一社) 日本産業機械工業会、(一社) 日本鉄鋼連盟、(一社) 日本工作機械工業会、(一社) 日本工作機器工業会、(一社) 日本航空宇宙工業会、(一社) 日本ファインセラミックス協会

②関連機関及び団体への協力として下記の業務で貢献した。

a . 日本規格協会への協力

日本規格協会の JIS ハンドブック編集委員会（機械要素(ねじを除く)）の委員に当工業会が任命されている。同委員会が 2019 年 8 月に開催され、当工業会から委員として参加した。

b. 関連機関及び団体への委員参加

下表に示す規格制定・改正活動の委員に、当工業会が任命され活動をしている。

原案作成団体 (国内審議団体)	委員会	規格 種別	規格対象範囲
(一財)日本規格協会	ISO/TC213 グループ A	ISO/ JIS	図示
(一財)日本規格協会	ISO/TC213 グループ C	ISO/ JIS	表面性状
(一財)日本規格協会	3D-DTPD の基本図示及び基本情報	JIS	デジタル製品技術文書 JIS B 0060-1~10 の制定
(公社)日本設計工学会	公差解析用語	JIS	公差解析用語
(一社)日本試験機工業会	硬さ試験	JIS	ビックカース及びヌープ硬さ

(備考) **ISO/TC213**：製品の寸法・形状の仕様及び評価、なお **ISO/TC213** グループ B の規格対象範囲は測定

(5) その他

①技術部会及び業務運営専門委員会の改称

当工業会の中間諮問機関である技術部会及びその下にある業務運営専門委員会は技術標準化を目的としている。委員会の目的をより明確にするため、2020 年 3 月の理事会において以下のとおり改称された。

旧名称	新名称
技術部会	技術標準部会
業務運営専門委員会	技術標準運営専門委員会

付表 1 ISO/TC 4 の組織

TC	SC	WG	名 称	幹事国 (WG はコンビーナ所属国)
TC 4		転がり軸受	スウェーデン (SIS)	
		WG 15	部品ライブラリーリファレンス辞書	(フランス)
		WG 18	用語	(スウェーデン)
		WG 23	グリースノイズ試験	(オーストリア)
		WG 24	セラミック転動体の欠陥	(フランス)
		AG 1	TC 4 諮問グループ 1	(スウェーデン)
		AG 2	TC 4 諮問グループ 2	(ドイツ)
SC 4		幾何特性仕様 (GPS)	スウェーデン (SIS)	
		WG 5	ISO 1132-1 の改正	(イギリス)
		WG 6	ISO 1132-2 の改正	(ドイツ)
		WG 7	ISO 492 の改正	(ドイツ)
SC 5		針状、円筒及び自動調心ころ軸受	フランス (AFNOR)	
		WG 1	針状ころ軸受ー寸法及び公差	(アメリカ)
		WG 4	ISO 12297-1 の制定	(ドイツ)
SC 6		インサート軸受	アメリカ (ANSI)	
		WG 1	ISO 9628 の改正	(スウェーデン)
SC 7		球面滑り軸受	ドイツ (DIN)	
SC 8		定格荷重及び寿命	ドイツ (DIN)	
		WG 8	球面滑り軸受の定格荷重	(ドイツ)
		WG 9	合成荷重を受ける軸受の修正基準 定格寿命の計算方法	(ドイツ)
SC 9		円すいころ軸受	アメリカ (ANSI)	
SC 11		リニア軸受	アメリカ (ANSI)	
		WG 2	ISO 13012-1 及び-2 の改正	(ドイツ)
		WG 3	ISO 12090 の改正	(ドイツ)
SC 12		玉軸受	日本 (JISC)	
		WG 2	ISO 20515 の改正	(ドイツ)

付表 2 ISO/TC 4/SC 12 の管轄規格

規格番号	ISO 規格名称
ISO 3290-1	転がり軸受ー玉ー第 1 部 : 鋼球
ISO 3290-2	転がり軸受ー玉ー第 2 部 : セラミック球
ISO 8443	転がり軸受ー外輪フランジ付ラジアル玉軸受ーフランジ寸法
ISO 12044	転がり軸受ー単列アンギュラ玉軸受ー外輪正面側の面取寸法
ISO 19843	転がり軸受ーセラミック球ー一切欠き球試験による強度測定方法
ISO 20515	転がり軸受ーラジアル軸受、固定用切欠きー寸法及び公差
ISO 20516	転がり軸受ー調心座スラスト玉軸受及び調心座金付きスラスト玉軸受ー主要寸法

3. 健全な貿易発展施策等に関する事業

(1) 貿易及び海外生産の動向

①2019年4月から2020年3月までのベアリング輸出動向

2019年4月から2020年3月までの軸受完成品（玉軸受＋ころ軸受＋軸受ユニット）の輸出（財務省「貿易統計」）は、金額3,627億6,400万円、対前年同期比91.3%となった。

市場別にみると、アメリカ向けは金額608億800万円、対前年同期比92.2%、EU向けは金額611億800万円、同85.5%、アジア向けは金額2,109億円2,400万円、同92.7%（うち中国向けは金額747億9,700万円、同94.4%）となった。

②2019年4月から2020年2月までのベアリング輸入動向

2019年4月から2020年2月までの軸受完成品（玉軸受＋ころ軸受＋軸受ユニット）の輸入（財務省「貿易統計」）は、金額614億8,200万円、対前年同期比90.4%となった。

地域別にみると、アメリカからは金額81億200万円、対前年同期比91.9%、EUからは金額104億7,000万円、同96.9%、アジアからは金額420億4,000万円、同88.7%（うち中国からは金額188億2,000万円、同88.0%）となった。

③海外生産統計

工業会会員による海外生産の実態把握を目的として、年2回、3月と10月に調査を実施し、集計期間を上期（1月から6月）と下期（7月から12月）に分けて作成している。対象品目は、玉軸受、ころ軸受、軸受ユニットの軸受完成品であり、集計はこれらについての海外生産金額の合計額である。

調査によると会員企業の海外生産金額は、2019年下期（2019年7月から12月）は2,730億2,200万円、海外生産比率44.2%であった。

国内生産と海外生産を合計した世界生産の金額は、2019年は1兆2,874億2,900万円、対前年比92.3%、2019年下期（2019年7月から12月）は6,183億1,100万円、対前年同期比89.5%となった。

*海外生産統計の目的は海外生産比率の動向をみるための概括的指標を示すことであり、海外生産金額の値は概括的な数値である。

(2) WBA (World Bearing Association 世界ベアリング協会)

WBAは、グローバル化の進展の中で、日米欧の間の協力をより一層効率的に進めるため、WBSを発展的に解消して、2006年9月に設立されたものである。

① WBA リーガル・カウンセル

WBAにおいては、2009年よりアンチトラスト・コンプライアンスの体制を確保し、アンチトラスト弁護士（ベーカー&マッケンジー：B&M）による書類・資料のリーガル・チェック

クと会合のモニタリングのもとで、総会（2011年～2013年は首脳会合）、委員会が運営され、各分野の活動が進められている。

② 2019年WBA総会の結果

日時：2019年9月

- 3日（火） 日米欧事務局会議（午前10:30～午前11:30）
オーセンティケーション・システム委員会（以下、オーセン委員会）
(午後2:00～午後4:45)
- 4日（水） 偽造対策委員会（午前10:00～午後2:00）
以上の会議場所；Elite Park Avenue Hotel
以下の会議場所；SKF Slottsviken
レセプション&ディナー（午後7:00～午後9:00）
- 5日（木） 総会（午前9:10～午前11:25）
偽造対策委員会（午後12:30～午後2:30）

a. 総括

ダニエルソン WBA 会長・議長のもと、アジェンダ通りに議論が行われた。議事には対処方針に沿って対応した。事業では、偽造対策委員会とオーセン委員会それぞれの 2019 年事業報告、2020 年事業計画（予算含む）が審議され承認された。

その後、WBA が取り扱う 今後の課題について自由討論がなされた（若い世代に機械工学への関心をいかに高めていくか、環境や E コマースへの対応などの例示が言及された）。

役員任期は 2 年間なので、来年総会まで、ダニエルソン氏が会長。その他の副会長もそのまま。従って、次回も FEBMA ホストで 2020 年 9 月 3 日に決定。今回、Schaeffler スピンドラーが初参加し、次回の総会ホストとなった（於：シュバインフルト）

総会参加者は次のとおり。

【WBA 役員】

- ダニエルソン WBA 会長、FEBMA 代表（SKF 社長）
- 安形 WBA 副会長、JBIA 代表（JTEKT 社長）
- 内山 WBA 副会長、JBIA 代表（NSK 社長）
- カイル WBA 副会長、ABMA 代表（TIMKEN 社長）
- スピンドラー WBA 副会長（FEBMA 代表 Schaeffler 産業部門 執行役）

Schaeffler としては 4 年ぶり、スピンドラー氏にとっては初めての WBA 総会。

※ABMA からはカイル氏のみが出席で、もう一人の ABMA 代表（通例は ABMA の Chair が就任）は欠席した。

【議長】

- ベルグフェルト WBA 偽造対策委員会議長（SKF ゼネラルカウンセル兼副社長）
- ビッヒルメイヤーブーン WBA オーセン委員会議長

(Schaeffler ブランドプロテクションリーダー・弁護士)

【事務局】

- 宮下 JBIA 副会長 兼 専務理事
- 石浦 JBIA 国際部長
- 岡野 JBIA 国際部主査
- ロウォルド FEBMA 事務局長
- ブラックフォード AGMA 事務局長

※ ABMA 事務局の委託先会社がこれまでの SmithBucklin から全米ギア製造業協会 (AGMA : American Gear Manufacturers Association) に代わることとなった (10 月 16 日の ABMA 総会で正式決定)。事務局員も AGMA の職員、ブラックフォード Vice President, Marketing が引き継ぐ。

- ステンガー ABMA 業務部長

* B&M エフフェルホルム弁護士が会議のモニタリングで同席。

b. WBA 偽造品対策委員会報告 (下記③を参照)

2020 年計画として、中国ロビーイング (中央は海関総署、国家市場監督管理総局、地方は上海税関等)、アジア太平洋地域 (タイ)、広報啓発活動 Awareness Campaign (ウェブの多言語化など閲覧数増の検討、WBA 真贋判定アプリ -WBA Check- の広報宣伝等) などが審議され、承認された。

c. オーセンティケーション委員会報告 (詳しくは下記④を参照)

WBA アプリ供用が 7 月末に開始されたが、今後は、同アプリのメンテナンス、改善、広報普及のため、オーセン委員会は継続されることを決定。

d. リーガル

2019 年次 Report として活動内容と費用実績 (7 万ドル) を報告。4 万ドルを提案。

e. 2020 年予算

対処方針の枠内 (32.0 万ドル) である 215,000 ドルで承認された。

内訳： 偽造対策	USD165,000
オーセン委員会	USD 10,000
リーガル	USD 40,000

f. 次回総会—FEBMA ホスト

【日程候補】2020 年 9 月 1 日 (火) ~3 日 (木) — 全日程は本年と同じ 3 日間と想定：

- 1 日 (火) オーセン委員会、日米欧事務局会議
- 2 日 (水) 偽造対策委員会、夕方レセプション
- 3 日 (木) 午前 総会 ・ 午後 偽造対策委員会

暫定決定なので後日 FEBMA から日程確定の通知が来る。

【場所】ドイツ・シュヴァインフルト (Schweinfurt)

③ WBA 偽造対策委員会

WBA 偽造対策委員会は、総会前では、2019年4月24日に電話会議を実施。その後はEメールで2019年の事業進捗と2020年計画を検討。また、WBA 総会前日の9月4日のヨーテボリ会議（1日目）で、2019年の最終報告を作成、2020年計画の提案をまとめ、翌5日のWBA 総会へ提案した。前述の通り、これらは総会で承認された。同日午後のヨーテボリ会議（2日目）では、総会結果の報告と各々の事業にかかる作業の確認をした。

ヨーテボリ会議参加者は次の通り。

委員：ベルグフェルト議長（SKF）

内田（NSK）、平岡（JTEKT）、岡島（NACHI）

電話参加：野並

（NTN）

ブラバード（SKF）、ビッヒルメイヤーブーン（Schaeffer）、

プルジビス（TIMKEN）

事務局：宮下専務理事、石浦、岡野（JBIA）、

ロウォルド（FEBMA）、ブラックフォード（AGMA）、ステンガー（ABMA）

リーガルモニター：エフフェルホルム弁護士（B&M）

総会後には、2019年12月10日に電話会議、2020年2月18日にはタイ・バンコクで偽造対策委員会を開催し、各事業の進捗の確認や問題点について議論した。

バンコク委員会の参加者は次の通り。偽造対策委員会の後に、第二部として各社の現地法人から偽造対策担当者なども参加し、タイ・研修セミナーの打ち合わせや東南アジアの偽造品対策について意見交換を行った（発音が不明なため、アルファベット表記）。

委員：内田（NSK）、平岡（JTEKT）、野並（NTN）、ビッヒルメイヤーブーン（Schaeffer）

電話参加：岡島（NACHI）、ブラバード（SKF）欠席（TIMKEN）

現地参加者：Vitayapirak（NSK）、加茂、Sitrojjanarit、Ho（JTEKT）、

片山、Kitsathapornpisan、Trongsaengpanya（NTN）、

Rut Thongphoem、Phatwichaichot（NACHI）、

Opanayikul、Suchinnamas（Schaeffler）欠席（SKF、TIMKEN）

事務局：石浦、岡野（JBIA）、ロウォルド（FEBMA）、欠席（ABMA 事務局）

リーガルモニター：Chinawong 弁護士（B&M）

総会において審議、承認された2019年報告、2020年計画及びその後のバンコク会議等での進捗は次のとおり。

a. 中国中央政府機関ロビー（JBIA 担当）

a-1. 2019年結果

海關總署（中央稅關）総合業務司知的財産処：5月24日（2011年以来9回目の会合）

（中国行政機構改革に伴い、これまでの政策法規司知財産權処は、2018年4月に「総合業務司知的財産処」に組織変更となっている。業務については下記を参照）。

WBAとしては、従来通り、WBAが独自に集計し提供した差止統計に基づき偽造品の現状分析を説明するとともに、その他の税関が行う取締りに資する情報も提供した。また、2019年の地方ロビー計画（北京、南寧）について、海關總署の了解と支持を得た。これに関し、李副処長（黄処長は出張のため不在）は、毎年中国各地の税関と会合を設けるWBAの活動を高く評価した。また、以下の通り、海關總署から、昨年3月の発表以来の大規模な機構改革等、行政における最新情報について詳しく説明を受けるとともに、今後の協力のあり方についても意見交換することができた。

【海關總署の発言】

- 国家質量監督検驗検疫總局（CIQ）の機能が税關に組み入れられた。
 - 知財処は総合業務司の下に置かれ、知財にかかわる調整業務も担当する。
 - 海關總署の業務改革は総合業務司が担当。
 - 新しく立ち上げた税關のリスクコントロールセンター（青島、上海、黃浦（広州））ではビックデーター利用を進めている。WBAメンバーによる積極的な情報提供が効率的な差止につながる。
 - 近々供用開始を予定しているWBA Checkを、税關職員に支給されているタブレット端末※にダウンロードできるか否かは、税關内で充分な検証が必要。
- ※ 中国税關は、組織内に閉じられた固有のシステムを持つ。上記端末もこのシステムにのみ接続しており、市場のネットワークとはつながっていない。

a - 2. 2020年計画

新型コロナウイルス（COVID-19）による影響、渡航制限等を勘案して、適切な時期に実施する。

海關總署：総合業務司知的財産処 一総署との長年のパイプを維持

- 最新動向に応じ、中国税關がどのようなデータをリスク管理システムに必要としているかについて意見交換をする。
- WBAアプリを税關職員に使用してもらえるよう、総署と意見交換をする。場合によっては、税關のシステム担当やアプリの開発したOneIdentity+社にも協力を得る。

国家市場監督管理總局（SAMR）：2018年、国家質量監督検驗検疫總局、国家工商行政管理總局、国家食品藥品監督管理總局を統合して新たな組織として設立。品質、計量、各種輸出入貨物検疫から、消費者保護等を担当。近年WBAが問題視しているEコマース対策も管轄していることから訪問を計画する。WBAとして初めての訪問となる。

b. 中国地方政府ロビーとエンフォースメント（JBIA担当）

b - 1. 2019年結果

ア. 北京税關：5月22日（3回目の会合）

空輸による偽造品の小口輸送が増加していることから、昨年の 2018 年に首都空港を擁する北京税関を訪問。今回、同税関の要請に基づき、セミナーを開催した。副関長の他、総合業務処長および北京税関管轄の 8 か所のセクション（駅税関、郵便税関、空港税関等）の処長が出席し、偽造品の輸送が、郵送・小包ルート、E コマース等の新しいルートが増加していること等について意見交換を行った。セミナーにおいては、ベアリングの偽造品の危険性や現状の説明に加え、メンバー企業が実物を見せながら真贋判定方法を説明したことが有意義であったと副関長から評価を受けた。

イ. 寧波税関：5 月 23 日（2 回目の会合）

当初は上海税関を訪問することで調整していたところ、直前に先方の都合で会合が不可能となったことから、寧波税関を紹介され訪問。同税関は過去 10 年間のコンテナの取扱量は中国の中でも最大規模。出席した科長 2 名とは初めての会合であることから、ベアリングの役割や偽造ベアリングを使用することのリスクについて説明を行い、理解を得た。

ウ. 上海市市場監督管理局（MSA）：5 月 24 日（初めての会合）

中国の機構改革により従来の 4 つの機関（工商行政管理局、質量技術監督管理局、食品薬品監督管理局、知識産権局）は市場監督管理局に統合された。IP 保護の業務すべて（商標、特許、商業機密、競争保護等）について、同局の管轄となった。偽造対策活動においてデータベースを重要視していることから、「ブラックリストとホワイトリスト」などの情報を提供した。その他に、現場の真贋判別の教育の協力を求められた。

エ. 上海市公安局（MSA）：5 月 24 日（2 回目の会合）

偽造業者の手口がインターネット等で巧妙化してきていることを踏まえ、公安は膨大なデータベースを構築し、その活用を開始。知財分野の情報も含まれ、国内の E コマースや輸出案件も含まれている。WBA からの情報提供が要請され、その上でメンバー企業の取り組みをサポートすることを約束した。

b - 2. 2020 年計画

貿易量が多く、税関差止件数が多い上海税関を訪問する（セミナーも開催）。また、上海は、中国最大の商業拠点であるため、様々な法執行当局との関係を維持・強化する必要があることから、公安または市場監督管理局を再訪問し、セミナーを開催する。上述の中央政府と同じく、新型コロナウイルスによる影響、渡航制限等を勘案して、適切な時期に実施する。

税 関：上海税関（トレーニングセミナー）

摘発機関：上海の公安または市場監督管理局（トレーニングセミナー）

事前レイド：各社個別に上海市で実施

c. EU ロビー（FEBMA 担当）

BASCAP（Business Action to Stop Counterfeiting and Piracy : ICC 国際商業会議所が立ち上げた偽造品対策活動）。BASCAP には団体は加入できないため、WBA を代表し

SKF が 2015 年末より参加。委員会として関心のある地域の情報等を WBA メンバーへ配信。

c – 1. 2019 年結果

BASCAP の活動及び関連する組織の活動に対し WBA の意見・情報を提示、収集した情報を WBA 内で共有してきた。2019 年は次の活動に参加。

- インド中央政府との会合。
- 自由貿易地域（FTZ）での偽造対策 WG（新設）。
- 2019 年 5 月発表のベトナム国別報告書。

c – 2. 2020 年計画

引き続き SKF が BASCAP の会員となり、BASCAP の重要な活動をモニターして、地域 WG（インド、FTZ）にも参加すると同時に、参加していない WG の情報も収集する。

d. アジア太平洋地域（タイ）（JBIA 担当）

d – 1. 2019 年結果

2019 年 2 月 21 日～22 日に次の 3 機関を訪問。今回は WBA の紹介、ベアリングの概要や用途、偽造ベアリングを使用した際の危険性等について説明した。質疑応答の中で、真贋判定トレーニングセミナーを WBA から提案したところ、いずれの当局からも快諾を得た。また、当局からは、WBA メンバーからの情報提供を期待し、協力関係を構築していきたい旨の意見をいただいた。

2 月 21 日

- ・法務省特別捜査局（DSI : Department of Special Investigation）：DSI 案件となる刑事訴追の被害額の基準が、WBA 訪問直前に 1000 万バーツ（およそ 3400 万円）へ引き上げられた。WBA は刑事移送が更に難しくなることについて指摘するとともに、被害額の算定方法の明確化を依頼した。
- ・税関：税関が差し止めた貨物等の真贋判定について、権利者が真贋判定をしないことが多いあることに触れ、WBA メンバーに権利者の協力が不可欠であることを強調した。

2 月 22 日

- ・特許庁（DIP）知的財産侵害防止及び鎮圧部：摘発を実施する際の、権利者の対応について言及。DIP からの連絡に対応し、摘発の GO サインを適時に出せるよう、現地に代理人を立てる等の体制作りを WBA メンバーに求めた。

d – 2. 2020 年計画

2020 年 2 月にバンコクでタイ中央政府職員（税関、DIP、DSI）向けの合同トレーニングセミナーを初めて開催する。

d – 3. 2020 年結果（2020 年 3 月末現在）

新型コロナウイルスの影響が広がる前の 2020 年 2 月、タイ取締機関職員を対象にトレーニングセミナーを開催。また、2019 年につづき、中央税関を訪問。中国ロビーと同じく、各社からタイ人スタッフも参加し、タイ語でプレゼンや質疑応答などに対応を

行った。詳細は次の通り。

ア. 2月19日：タイ取締機関職員向け合同トレーニングセミナー

タイの4つの取締機関から62名の現場職員が出席し（内訳は下記）、WBA主催の合同トレーニングセミナーを開催。WBAの組織や偽造活動、偽造ベアリング使用のリスクおよびWBA真贋判定アプリを紹介後、メンバー企業による自社のプレゼンを行った。セミナー会場には、メンバー企業ごとに個別ブースを設置し、真正品・偽造品のベアリングや外箱のサンプルを展示。見学に来た職員の質問に答える等の対応を行った。タイはモバイルからの1日のインターネット平均利用時間が世界1位（5時間13分）と言われている。セミナー参加者は、早速WBAアプリをダウンロードし、ベアリング外箱にある二次元コードの見本をスキャンしていた。

なお、税関に対するWBAアプリの紹介・デモンストレーションは中国海関総署、日本国財務省関税局知的財産調査室に続く3回目。

セミナー出席者（総勢62名）

税関：20名

特許庁（DIP：Department of Intellectual Property）知的財産侵害防止及び鎮圧部：16名

法務省特別捜査局（DSI：Department of Special Investigation）：7名

警察庁経済犯罪制圧課（ECD：The Economic Crime Suppression Division）：19名

イ. 2月20日：中央税関（2回目の訪問）

2019年に続き捜査・取締局（Investigation and Suppression Division）を訪問。副局長らを対象に、WBAの組織や偽造活動、偽造ベアリング使用のリスクおよびWBAアプリの紹介を説明した。会議後、税関の公式ホームページと税関向けのインターネットに、WBAアプリの紹介を検討したい旨の連絡があった。現地法律事務所を通じフォローアップするとともに、これを機に一層の関係強化を図る。

e. 広報啓発活動（Awareness Campaign）（ABMA担当）

広報啓発分科会は偽造対策委員会の下に設置され、Schaefflerを議長（ABMAは担当事務局）として、電話会議を開催。ユーザーに対し、偽造品の危険性と偽造品の購買・使用の防止等についてWBAウェブサイト（<https://www.stopfakebearings.com/>）等により、啓発している。

e-1. 2019年結果

- WBA Checkアプリを広報するためのWBAウェブサイト特設ページの掲載（英語、日本語、ドイツ語、中国語、タイ語）。
- サイトの多言語化：サイトをタイ語に翻訳し掲載。現在、8か国語となっている（英語、中国語、日本語、スペイン語、ポルトガル語、フランス語、ドイツ語、タイ語）。更に、ロシア語、アラビア語を掲載すべく作業中。
- 各社から提出される偽造対策関連記事の掲載。

e - 2. 2020 年計画

- 現在掲載の英語ビデオの中国版を作成（現在、英語版のみ）。
- 各社から提出される記事の掲載。
- サイトへの訪問者数、閲覧ページ数を増やすための方策の検討。
- アプリの特設ページの多言語化。
- ダウンロードが可能なアプリ資料（パンフレット）の作成。
- アプリの使用方法を説明するビデオの制作。

f. インド調査（2020 年計画）

インドについては、2010 年に偽造品市場調査を実施。一般的なベアリング市場の調査と各メンバー企業向けの個別調査を行った（個別の報告書は共有しない）。ちょうど 10 年目にあたる 2020 年に、同様の調査を行い、2021 年の活動につなげられるかを検討することとなり、2010 年に調査委託した現地のサービスプロバイダー「SAI」に加えいくつかの会社に見積もりをとる等、作業を進めた。しかしながら、新型コロナウイルスの流行によりインド国内でも移動制限が課されるなど外部環境が大きく変化したため、調査時期を延期することとした（2020 年 3 月）。市場が通常の状態に戻り次第、作業を再開する。

g. 予算

委員会は 2020 年の予算として 165,000 ドル（2019 年 131,495 ドル）が承認された。詳細は以下の通り。

中国ロビーイングロジスティクス（中青旅）	USD 10,000
中国ロビーイングコンサル（CALUE）	USD 36,000
海外差止データ収集（B&M）	USD 3,000
広報啓発活動（オーセンアプリの広報活動も含む）	USD 30,000
BASCAP 会費（EUR25,000）	USD 30,000
インド偽造品市場調査	USD 38,000
アジア太平洋 - タイ	USD 18,000
Total	USD 165,000

④WBA オーセン委員会（FEBMA 担当）

共通アプリである「WBA Check」の開発・改善・運用等を行っている。

WBA オーセン委員会は、総会前では、2019 年 4 月 1 日、5 月 9 日、6 月 26 日、8 月 6 日に電話会議を実施。2019 年の事業進捗と 2020 年計画を検討。また、WBA ヨーテボリ総会直前の 9 月 3 日午後の会議では、2019 年の最終報告を作成、2020 年計画の微修正を行い、5 日の WBA 総会へ提案した。前述の通り、これらは総会で承認された。また、同総会において、同アプリのメンテナンス、改善、広報普及のため、オーセン委員会は継続されることが決定された。

ヨーテボリ会議参加者は次の通り。

委員：ビッヒルメイヤーブーン議長（Schaeffer）、
内田（NSK）、岡島（NACHI）、平岡（JTEKT）、
ブラバード（SKF）、プルジビス（TIMKEN）
電話参加：村上、北窓、野並（NTN）、尾形（NSK）、河岸（NACHI）、
松井（JTEKT）、ベルニ（TIMKEN）

事務局：宮下専務理事、石浦、岡野（JBIA）、
ロウォルド（FEBMA）、ブラックフォード、ステンガー（ABMA）
リーガルモニター：エフフェルホルム弁護士（B&M）

総会後には、11月18日、2020年1月21日、3月24日に電話会議を行い、各メンバー企業の進捗状況（二次元コードを付与した製品の出荷状況等）や広報啓発活動への計画について議論した。その他、JBIAメンバーから次のような問題提起と報告があった。

- ・中国国内でWBAアプリを普及させるには、現地で人気のある検索サイトやSNS（BaiduやWeChatなど）と提携し、ダウンロードしてもらうことが必要。どこのサイトが相手としてふさわしいか、各社の現地スタッフから意見を聞き、日を改めて議論する。
- ・タイ取締機関職員向け合同トレーニングセミナー（4機関）参加者は会場でWBAアプリをダウンロードし、その場で各社サンプル外箱を用いて真贋判定機能をテストする姿もみられた。その際、複数の取締官から真贋判定の結果表示画面がわかりにくい企業があるとの指摘があった。彼らは現場で直接摘発を行う、偽造対策におけるキーパーソンである。この指摘を受けた企業はそのコメントを真摯に受け止め、迅速に改修を行い、アプリの使い勝手の向上につなげることができた。

a. 2019年結果

2017年東京総会で全7社が参加することが決まり、日米欧の個人情報保護法への対応を含め、約2年間をかけて各社が作業を行い（委員会及び各社はアプリ開発をOnedentit+に委託した）、2019年7月末にアプリを供用開始するに至った（ジェイテクトは10月1日）。これにより、顧客・法執行機関等がこのアプリでベアリング製品や外箱等に印字された2次元コードをスキャンすれば、簡便に各社の偽造品に係る照会等情報の入手ができるようになった。今後は、同アプリのメンテナンス、改善、広報普及を継続的に実施していくこととし、本委員会活動を継続する必要がある旨、WBA総会に要請し、結果、その了解を得た。

b. 2020年計画

- アプリの機能の改善：ユーザーのアプリ利用状況をモニタリングし、改善を図る。
- アプリの多言語への対応。
- 中国ではGoogleが利用できないことから（アップルのiOSは利用可能）、ダウンロードできるアプリのバージョンを作成。
- 中国海関総署（GACC）：中国税関にアプリを利用してもらうため税関システムへの対応の検討（上記「③a-1. 2019年結果」参照）。

- 偽造対策委員会の下の **Subcommittee** である広報啓発分科会と協力して、下記の各種広報普及活動を行う（オーセン委員会が広報啓発分科会に作業を付託。同予算を分科会に移管（上記「③ g. 予算」参照）。

a. 業界誌等への広報記事の提供。

b. 定期刊行物やインターネット販売サイト（alibaba など）への記事を提供。

c. ソーシャルメディア用のビデオを制作。

c. 2020 年予算。

WBA Check の年間維持費	EUR 4,800
(WBA 分のみ。参加企業は各々の個別メンテナンス負担がある。)	
GACC のシステムへの適応	EUR 3,800
Total	USD 10,000 (EUR 8,600)

⑤日米欧事務局会合

会長団体である **FEBMA** が主催者として、2019 年に入ってからは、5 月 9 日、8 月 6 日（電話会議）、9 月 3 日（総会直前：Elite Park Avenue Hotel にて）に開催し、WBA 運営の円滑化に努めた。

（3）不正商品対策

① 不正商品対策専門委員会

本委員会は基本的に、年間を通して隔月で開催する（うち年 2 回は大阪開催）。本年上半期は 3 回開催した（2019 年 4 月 16 日、6 月 21 日、8 月 20 日）。2008 年以降 WBA の事業に重点を置いてきたこと、また、2011 年を最後に単独委員会が開催されず、しばらくの間、委員会独自の事業は計画されてこなかったが、本年度は新規事業について検討した。

a. オートメカニカ上海 2019への出展

自動車部品工業会（JAPIA）は、2006 年より「反模倣品啓発活動」としてオートメカニカ*に出展している（上海・中近東・フランクフルト）。2009 年以降は上海で毎年出展し（2015 年は出展せず）、毎回 10 社前後の会員企業による反模倣品啓発のパネルおよび真正品と偽造品の展示、プレゼン、また、来場者向けに模倣品に係るアンケート等を行ってきている。2019 年度の出展について、JAPIA から JBIA に対し団体としての参加を打診された。不正商品対策専門委員会に諮ったところ、5 社から参加の意思が表明され、啓発活動の一環として、これら 5 社がオートメカニカ上海に出展した（2019 年 12 月 3 日（水）～12 月 6 日（土）、日本精工、NTN、ジェイテクト、不二越、ミネベアミツミ）。

*オートメカニカ～自動車部品・用品・アフターマーケット見本市

主催者：メッセ・フランクフルト GmbH（本社ドイツ）

上海の 2019 年実績：来場者数 159,728 人（150,568 人）、出展社数 6,590 社（6,269 社）（）の数字は 2018 年実績。

b. 共同調査（ベトナム）

近年、中国以外のアジアにおいても偽造品の被害報告が急増している。偽造品のほとんどが中国からの輸出品とみられる。このことからアジア地域、特に東南アジア地域について対策実施のニーズが高まり、共同調査をすることとした。

委員会で検討した結果、調査対象としてベトナムとミャンマーに決定し、まずは、ベトナム市場から調査することとした。内田委員（NSK）と石浦国際部長（事務局）が 2019 年 10 月にベトナムへ渡航し、現地マーケット、サービスプロバイダー、ジェトロ等を訪問した。詳細は下記の通り。

目的：2019 年度以降、ベトナムで偽造品対策を行うべきか否か、また、行う場合における対策の在り方について情報収集（市場汚染度、想定される効果等）。

日程：2019 年 10 月 22 日（火）～24 日（木）

視察場所：ホーチミンの市場（Dan Sinh Market, Chinatown (Cho Lon)ほか）

訪問事務所：ジェトロ・ホーチミン、法律事務所（Tilleke & Gibbin、Vision & Associates、共にベトナム大手）

偽造品の現状：ベトナム消費者、取扱い業者に偽造ベアリングの使用は生命に係るリスク、危険、という考え方が浸透していない。バイク修理店等では中古品、再生品、偽造品等が予算に応じ顧客に提供されている。

今後の対応：

- ・現状では、偽造ベアリングのリスクについての啓発活動から入るのが適当。その際、資料のベトナム語化は必須。
- ・ベトナム対策を、JBIA の不正商品対策専門委員会の事業にするか WBA の事業とするか検討する。

c. ネット販売対策について

中国の E コマースサイトで偽物を取り扱っている出展社に対し、リーガル上の整理を踏まえつつ、工業会として共同での対策を検討してきたが、2019 年 1 月に中国において、E コマースサイト内での偽造品販売に係る法改正が行われたことを受け、改めて、新しい法令に沿って可能な対応を検討した。検討の結果、以前は、1 社単独でタオバオやアリババなどのプラットフォーム・オーナーに偽物を取り扱っている出展社のサイトを閉鎖させるのは、手間と時間がかかる作業だったが、この法改正により、プラットフォーム・オーナーの責任が大きくなつたことから、1 社単独でも閉鎖が容易になったことが判明した。これを踏まえ、本事業は共同ではやらず、当面、個社単位で対応することとし、改正法の運用状況等を注視していくこととした。

②国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）

政府・関連団体・企業が一体となって模倣品など知的財産権侵害対策を実施するため、「国際知的財産権保護フォーラム」が 2002 年 4 月に発足した。本年度、同フォーラムではプロジェクトの見直しが行われ、全部で 5 つのプロジェクトが設けられた。当工業会は、

次の 5 つに参加し、そこで得られた知識・情報等を WBA 事業や不正商品対策専門委員会の活動に反映させている。

中国プロジェクト（模倣品対策 交流グループ）

中国プロジェクト（模倣品対策 情報収集グループ）

アジア大洋州プロジェクト

中東アフリカプロジェクト

インターネットプロジェクト

(4) 米国との間の通商問題

1970 年代から継続された、米国による日本製ベアリングのアンチ・ダンピング（AD）措置が終了（2014 年 3 月、玉軸受調査が 2011 年 9 月 15 日まで遡りサンセット）して以来、通商対策専門委員会の開催を要する状況にはないが、当工業会としては米国政府が再び AD 措置をとる動きがないか注視を続けてきている。経済産業省においても、WTO の精神に則り公正で自由な世界貿易が確保されるよう、政府間交渉の場を通じて、AD 措置の不適切な運用としてバード修正条項への問題提起を続けるなど、政府としての対応を継続している。こうした中、経済産業省関係部局と当工業会との間で、情報交換を適時行い、当工業会からの要望を伝えるとともに、政府に積極的に協力してきている。

①バード修正条項

米国は、2006 年 2 月に 2005 年 10 月に遡って本条項を廃止したものの、2007 年 9 月末までに通関された貨物については分配の対象とする経過措置を残した。これに対して日本政府は WTO 上認められた対抗措置を毎年延長し実施してきた（2014 年、2015 年は報復関税措置の延長は行わず、その権利を保留）。2016 年 3 月（2015 年分約 7000 万ドル）と 12 月（2016 年分 880 万ドル）に多額分配があり、日本政府は対応方針を検討していたところ、2017 年 12 月に「対抗措置の権利を留保」し、その旨の通報を WTO に行った。続いて 2017 年は 8.6 万ドル、2018 年は 2.3 万ドルの分配が行われた（日本製ベアリングに係る分配のみ）。いずれの年も、ベアリングを含む日本製品に係る分配額が極めて少額であったことから、日本政府は「対抗措置の権利を留保」の旨の通報を WTO に行った。2019 年も 2.8 万ドル分の分配が行われた（事務局試算：日本製品全体で 3.5 万ドル）。政府は対応方針を検討中であり、WTO への通報が必要な場合には通報する（通報期限は、実態的には、次の分配である 2020 年 12 月より前）。通商対策専門委員会では、今後も、こうした政府の動向に留意しつつ米国における分配について注視していく。

②Differential Pricing Analysis（DPA）

ダンピング・マージンを計算するプログラムである「ゼロイング」を不当な計算方法として、日本政府は長い間 WTO の場で WTO 協定違反として争っていたところ、日本の主張を認めた WTO 勧告がなされ、その結果、ゼロイング撤廃を約束する覚書を米国政府と合意するに至った（2012 年 6 月）。しかしながら、その後、米国商務省は新しい運用への動きを

見せている。即ち、マージン計算プログラムとして新たに **DPA** を採用し、いくつかの国とのダンピング問題において既に適用を始めている。**DPA** は、統計手法を用い、米国市場を一体としてみるのではなく、特定の顧客・地域・時期の観点で細分化された市場に着目してダンピング判定を行い、ゼロイング有りでアンチ・ダンピング税を算出するもの。ベアリング業界では、第 21 回年次レビュー[※]の再計算の際に適用されている（2015 年 10 月 8 日）。日本以外でも適用されている例があり、通商対策専門委員会では、今後も、米国政府の動きに注視し、必要があれば、日本政府とも協力をしていく。

※ 対象期間：2009 年 5 月～2010 年 4 月末

（5）FTA/EPA

通商対策専門委員会は、日米貿易協定、RCEP 等の経済連携協定交渉におけるベアリングの原産地規則、原産地証明制度等について、適宜、政府に要望を伝えるとともに交渉に必要な資料の提出等協力を実行している。

（6）その他通商問題

米中摩擦や日米通商問題、イギリスの EU 離脱問題（ブレグジット）等について、適宜、政府に要望を伝えるとともに資料の提出等協力を実行している。

（7）情報の収集と提供

当工業会のホームページには、ベアリングの財務省通関統計、米国と EU 主要各国の輸入統計を掲示している。

（8）会議の開催

B&M 弁護士による資料の事前チェックと会議モニターのもと、必要な会議を適宜開催した。

- ・国際部会会議：2 回
- ・WBA 専門委員会（WBA 偽造品対策委員も参加）：3 回
- ・不正商品対策専門委員会：5 回

4. 環境及び中小企業対策をはじめとする経営の高度化等に関する事業

(1) 地球環境対策

地球温暖化対策については、経団連が政府との密接な連携のもと産業全体を総括した自主的な環境政策を進めてきている。当工業会は当初からこれに参加してきている。経団連は、2013年度より「環境自主行動計画」から「低炭素社会実行計画」にステップ・アップし、当工業会としてもこれに合わせ、新たな目標（2020年度のCO₂排出原単位を1997年度比23%削減）に向け取組みを行っている。2019年度においても着実な進展に努めた。

また、循環型社会に向けた対策についても、同様に経団連の総括的な政策のもと、当工業会は「循環型社会形成自主行動計画」における2020年度目標に向け、廃棄物の再資源化率及び最終処分量削減率の取組みを行っている。2019年度においても着実な進展に努めた。

これらにおいては、環境対策専門委員会を中心として会員各社が円滑な対応が図れるよう情報収集、方針検討等を行うとともに、経済産業省及び関係機関への調査協力・説明並びに会員への情報提供等の活動を行っている。

①「低炭素社会実行計画」フォローアップ等

当工業会においては、環境自主行動計画へ参加すべく1998年11月に「ベアリング工業における環境自主行動計画（温暖化対策編）」を策定し、1999年より、毎年、フォローアップを実施してきた。標記計画については、2012年度に目標を達成し計画が終了したことから、2014年3月に新たな計画として、「ベアリング業界の低炭素社会実行計画」を策定した。

【低炭素社会実行計画】

〈数値目標〉

目標：2020年度のCO₂排出原単位を1997年度比23%削減に努める。

前提条件：電力の排出係数は3.05t-CO₂/万kWhに固定する。2020年度の生産量は、直近の2012年度レベル以上とする。

この数値目標と合わせて「低炭素社会実行計画」の4本柱として位置付けられている「低炭素製品、サービス等による他部門での削減」、「国際貢献の推進」、「革新的技術の開発・導入」についても、可能な範囲で貢献していく。

2019年度は、計画の5年目である2018年度の実績についてフォローアップを行うべく、2019年6月に「低炭素社会実行計画」参加企業12社に地球温暖化対策の進捗状況及び見通しについてアンケート調査を実施した。その調査結果に基づき、2018年度のフォロー

アップ結果を取りまとめ、9月に理事全員の承認を得たうえで、経済産業省及び経団連へ結果報告した（本件については11月理事会で報告した）。

2018年度のフォローアップ結果について、以下に報告する。

a. CO₂排出原単位の実績及び見通し

図1のグラフは、目標の前提条件に沿って、各年度とも電力の排出係数を3.05t-CO₂/万kWhに固定した方法を使用し、電力の排出係数の変化による要因を除いて算出した。この係数を固定した方法によれば変動する方法と異なり、事業者の努力が調査結果に素直に反映されることとなる。2018年度実績では、1997年度比71.6%つまり28.4%削減となり、目標の23%削減水準に達した。

目標に達した要因として、会員各社が省エネ設備投資の増強やエネルギー効率向上、設備稼働率向上など積極的に行ったこと、及び、付加価値生産高の増加があげられる。

また、2019年度は、省エネ対策を着実に積み重ね、1997年度比72.1%つまり27.9%削減となる見通しとなった。

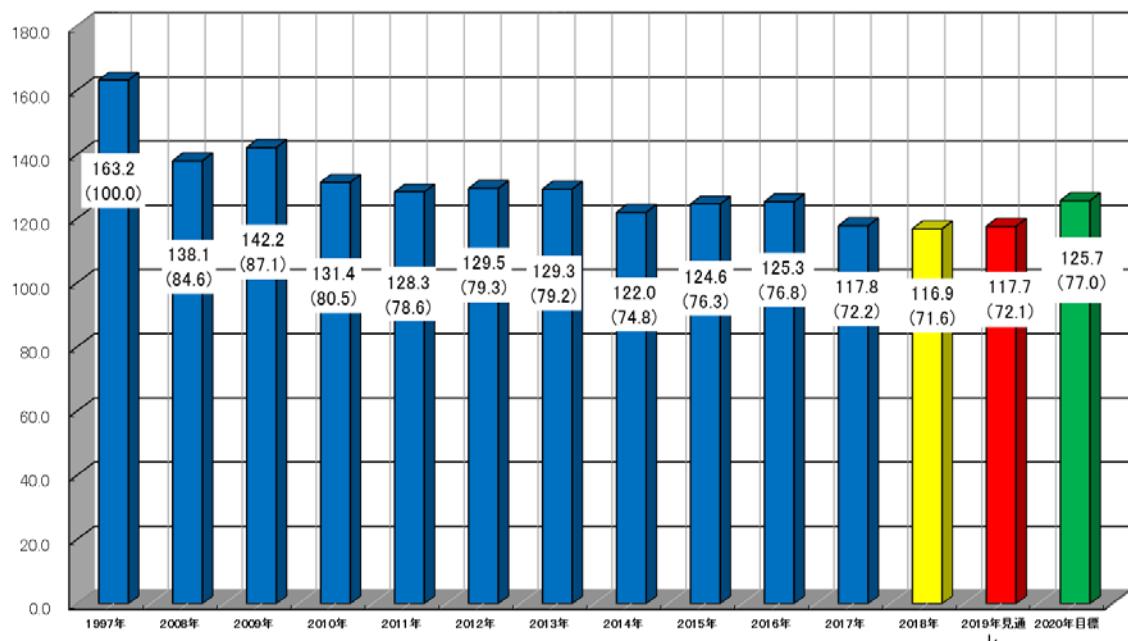
しかしながら、今後については不透明な要因が多く、ある一定期間みたうえで、一時的な要因などその評価を行い、経済環境等も踏まえつつ目標の見直しを検討していく。また、参加企業においては、その規模等が多様であり、バラツキもあることから、この状況を注視していく必要もある。

また、参加企業は、省エネ対策を強力に推し進めてきており、省エネ対策の余地が少なくなってきたが、今後の各会員の自主的な取組みを着実に実行することにより、2020年度に目標を達成できる見通しであり、クレジット等の活用は考えていない。

図1. CO₂排出原単位の推移

上段：t-CO₂/億円

下段：%



注 1：カッコ内は、基準年度 1997 年度を 100 とした場合の比率

注 2：電力の排出係数は、各年度 3.05t-CO₂/万 kWh に固定した。

注 3：原単位算出方法=二酸化炭素排出量／ベアリング付加価値生産高（ベアリング付加価値生産高とは、会員各社が売価変動を受けにくい単価を基準とした生産高から材料費や外注費等の外部費用を除いたもの。）

（参考）電力の排出係数が年度ごとに変動する方法による算出

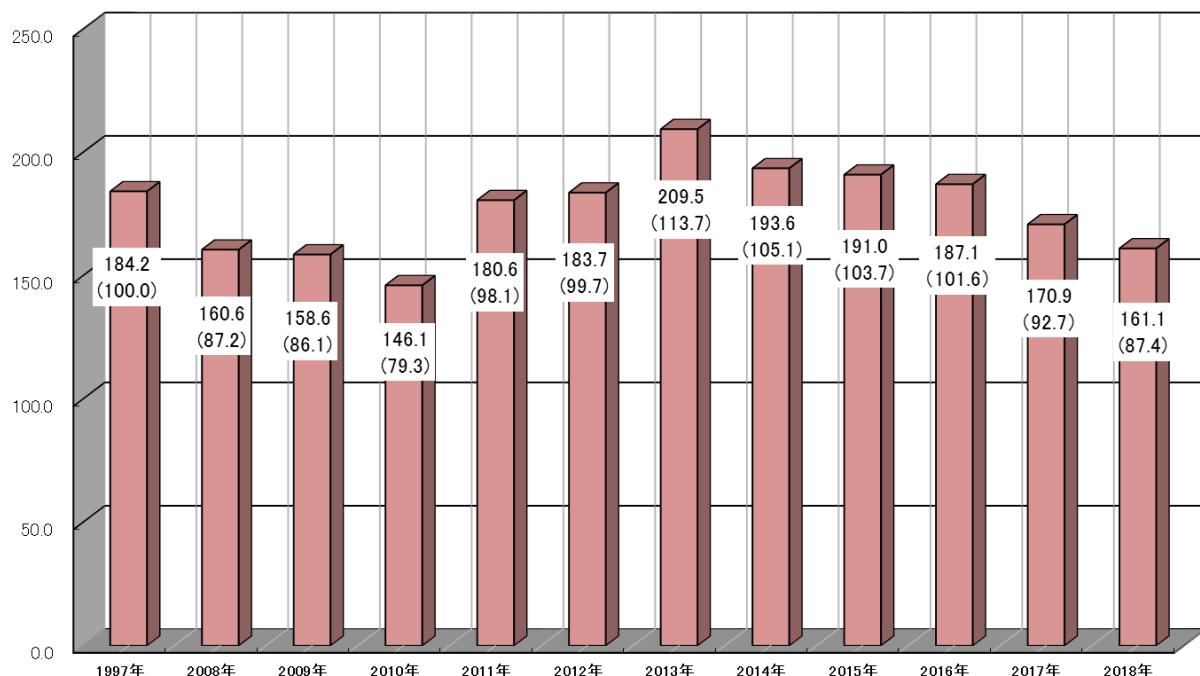
図 2 のグラフは、電力の排出係数が年度ごとに変動する方法による結果であり、直近の 2018 年度実績では、1997 年度比 87.4% つまり 12.6% 減少となった。

1997 年度と 2018 年度を比較すると、CO₂ 排出量の約 8 割を占める電力の排出係数が 26.5% 増加したが、CO₂ 排出原単位では 12.6% 減少している。つまり、CO₂ 排出原単位が減少したのは、会員各社が省エネ設備投資の増強やエネルギー効率向上、設備稼働率向上など積極的に行ったこと、及び付加価値生産高の増加があげられる。

上段 : t-CO₂/億円

図 2. CO₂ 排出原単位の推移

下段 : %



注 1：カッコ内は、基準年度 1997 年度を 100 とした場合の比率

注 2：電力の排出係数は、年度ごとに変動。1997 年度 3.66、2008 年度(クレジット調整後排出係数)3.74、

2009 年度(同左)3.53、2010 年度(同左)3.52、2011 年度(同左)4.75、2012 年度(同左)4.81、

2013 年度(同左)5.67、2014 年度(同左)5.52、2015 年度(同左)5.31、2016 年度(同左)5.16、

2017 年度(同左)4.96 t-CO₂/万 kWh、2018(同左)4.63 t-CO₂/万 kWh。

b. 会員各社のCO₂削減における取組み

上記の目標に向けて、以下の取組みなどを実施した。

- ① 空調関係（ヒートポンプ式、氷蓄熱式等省エネタイプへ更新、温度管理徹底、など）
- ② コンプレッサ関係（台数制御、吐出圧の見直し、など）
- ③ 照明関係（省エネ型器具へ取り替え、不要照明の消灯励行、など）
- ④ モーター等、動力源関係（インバーター制御、など）
- ⑤ 熱処理関係（熱処理設備の燃料転換、稼動条件変更、など）
- ⑥ 発電設備関係（太陽光発電機の導入、自家発電設備の排熱利用、など）
- ⑦ その他（製造機械のサイクルタイム短縮、など）

c. 本社等オフィスからのCO₂排出量の推移

当工業会では、2010年度実績から、本社等オフィスからのCO₂排出量実績の集計を行うこととした。以下のとおり、アンケート結果報告をいただいた7社の合計値を報告した。

【本社等オフィスからのCO₂排出量（7社合計値）】

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
のべ床面積 (千m ²)	38.7	38.8	38.8	38.6	41.6	45.9	46.8	44.3	44.2
CO ₂ 排出量 (千t-CO ₂)	1.714	1.402	1.419	1.371	1.345	1.464	1.523	1.587	1.507
床面積当たりCO ₂ 排出量 (kg-CO ₂ /m ²)	44.3	36.1	36.6	35.6	32.3	31.9	32.6	35.8	34.1
エネルギー消費量（原油換算） (千kl)	1.202	0.992	0.997	0.958	0.952	1.021	1.058	1.111	1.041
床面積当たりエネルギー消費量 (l/m ²)	31.0	25.5	25.7	24.8	22.9	22.3	22.6	25.1	23.5

注：電力の排出係数は、3.05t-CO₂/万kWhに固定して算出した。

なお、具体的な取組みについては、以下のとおり。

- ・ クールビズ・ウォームビズの実施（空調温度設定の徹底など）
- ・ 本社、支店の休憩時間の消灯等による節電活動。
- ・ 階段・トイレの自動消灯、蛍光灯の使用削減。
- ・ 水栓の自動化による節水（工場・事務所取り付け）
- ・ コピー用紙の使用量削減（裏紙の使用、両面コピーの推進）
- ・ 遮熱フィルムによる省エネ実施、など

d. 低炭素製品・サービス等による他部門での削減

ベアリングの製品自体が省エネルギーの製品であり、小型・軽量化、低トルク化など技術進歩に伴う性能向上により、需要先である自動車や家電製品、工場設備等の省エネルギーにも大きく貢献している。

2018年度の取組み事例としては、以下の製品などがあげられる。

低炭素製品・ サービス等	削減実績 (2018年度)
低フリクションハブベアリングⅢ (NTN株)	自動車走行時の回転フリクションを62%低減、車両燃費を約0.53%向上。
複列4点接触玉軸受 (株)不二越	自動車の駆動装置用軸受の従来の円すいころ軸受に対し、使用段階のCO ₂ 排出量を0.29%削減。
次世代超低トルク円すいころ軸受LFT-IV (株)ジェイテクト	自動車のデファレンシャルなどの駆動系ユニットで使用される「円すいころ軸受」を潤滑油量と保持器の設計を見直し、従来品に比べトルクを50%低減し、車の燃費を約2.5%向上。
高効率モータ軸受 (日本精工株)	産業機械に使用される高効率モータ軸受は、従来品と比べグリースや保持器を見直し、損失を6~8割低減。寿命を2.7倍に延長。

e. 海外での削減貢献

これまでに進出先国・地域の環境保全に関しては、現地の現状を十分に配慮しつつ、事業展開を図ってきている。海外の現地法人においても、国内と同様に省エネ活動などを推進している。

取組み事例としては、ドイツの工場でインバータ制御のエアーコンプレッサを導入したり、フランスの工場で駐車場を太陽光発電機付き屋根にリニューアルすることなどにより、CO₂排出量を削減した。

f. 革新的技術の開発・導入

燃料電池車（F C V）や電気自動車（E V）等の先端技術に必要なベアリングの開発や、再生可能エネルギーを利用した風力発電用ベアリングや、クリーン輸送機関としての高速鉄道（新幹線など）用ベアリングの技術開発などを行っている。

取組み事例としては、走行中に道路からインホイールモータへのワイヤレス給電ができるように「オフセット軸減速機内蔵ハブ軸受ユニット」を開発。これにより駆動に必要な減速比を確保しつつ小型化を実現した。また、上記に関する開発・導入のロードマップを公表した。

g. 2030年度の低炭素社会実行計画・削減目標

経済産業省及び経団連から「低炭素社会実行計画」参加団体に対して、2030年度目標の取りまとめを行うよう要請があり、2015年5月、以下の目標を策定した。2020年度以降も、この目標に向け引き続き取組みを実行していくこととした。

【2030 年度目標】

2030 年度における CO₂ 排出原単位を 1997 年度比 28%以上削減することに努める。但し、前提条件として、①電力の排出係数は 3.05t-CO₂/万 kWh に固定する。②2030 年度の生産量は、2012 年度レベル以上とする。

h. 「経済産業省・環境省合同会議（注）」等での評価・検証

例年のとおり、2020 年 1 月に経済産業省にて「産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会電子・電機・産業機械等ワーキンググループ」が開催された。このワーキンググループは、経済産業省と環境省の共管で、国として多角的観点から経団連の自主的な環境政策を評価・検証する場である。このワーキンググループの結果を受け、その上層委員会である「経済産業省・環境省合同会議（注）」が 3 月に書面審議で行われ、各団体の低炭素社会実行計画の評価・検証結果が公表された。この中で当工業会はその進捗・対応など全般について適正な評価を受けた。

他方、経団連においても、その内部機関としての第三者評価委員会において当工業会を含む産業全体のフォローアップ結果が評価され、適正な成果とされた。

（注）正式名称：「産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会・中央環境審議会地球環境部会低炭素社会実行計画フォローアップ専門委員会 合同会議」。名称中の前者「産業構造審議会」は経済産業省の、後者「中央環境審議会」は環境省の正式な諮問機関。

i. 会員企業への温暖化対策の協力要請文の発出

例年のとおり、上記フォローアップ結果を 11 月理事会で報告するとともに、この機会をとらえ「低炭素社会実行計画」の参加の如何にかかわらず、会員企業代表者宛てに会長名で CO₂ 排出削減の協力要請文を郵送し、引き続きの努力を要請した。

j. 「ベアリングの CO₂ 排出削減貢献定量化ガイドライン」の検討・策定

当工業会では、上記のとおり、「ベアリング業界の低炭素社会実行計画」を策定し、毎年、会員企業の取組みのフォローアップを実施するとともに、その結果を経済産業省及び経団連に報告してきている。

今般、経済産業省では、「温室効果ガス削減貢献定量化ガイドライン」を公開し、産業界に対して自主的に定量的評価を実施し、貢献の見える化を促しており、経団連もこれを踏まえ各業界団体に同様の要請をしてきている。当工業会としてはこの要請も踏まえ、ベアリングの使用段階における CO₂ 排出削減貢献定量化に資する「ベアリングの CO₂ 排出削減貢献定量化ガイドライン」（以下、ガイドラインという。）を検討・策定を行うこととともに、環境対策専門委員会の下部組織として「CO₂ 排出削減貢献定量化ガイドライン作成ワーキンググループ」（以下、「WG」という。）を新設することが、2018 年

11月理事会で承認された。

WGは、開発・設計など適切な能力をもった専門家から構成され、ガイドラインの検討・策定を行い、適宜、環境対策専門委員会とWGとの合同会合を開催し、方向性の確認、連絡・調整等を行うこととした。また、WGにおいては、工業会のリーガルカウンセルによる所要のモニタリング（資料や議事録のチェック・会合における立会い）を実施することとした。

2019年度のWG会合の開催実績は以下のとおり。

- ・第3回WG会合 2019年5月23日開催 於：日本ベアリング工業会会議室
- ・第4回WG会合 7月18日開催 於： 同上
- ・第5回WG会合 9月19日開催 於： 同上
- ・第6回WG会合 11月21日開催 於： 同上
- ・第7回WG会合 2020年1月30日開催 於： 同上

②「循環型社会形成自主行動計画」フォローアップ

2019年度は、2018年度の実績についてフォローアップを行うべく、2019年6月に「循環型社会形成自主行動計画」の参加企業32社に産業廃棄物対策の進捗状況及び見通しについてアンケート調査を実施した。その調査結果に基づき、11月の理事会で承認を得て、経団連へ結果報告した。

標記計画の目標は2015年11月に設定され、以下のとおり。

【循環型社会形成に向けた目標】

- ・2020年度の廃棄物の再資源化率を96%以上とするよう努める。
- ・2020年度の廃棄物の最終処分量を2000年度比91%減にするよう努める。

a. 再資源化率・最終処分量削減率の実績及び見通し

図3のグラフは、再資源化率の推移を表しており、2018年度における再資源化率は96.0%となり、2020年度目標をすでに達成した。また、図4のグラフは、最終処分量削減率の推移を表しており、廃棄物のリサイクルが進み2018年度の最終処分量は2000年度比92.9%減となり、最終処分量も2020年度目標をすでに達成した。引き続き、更に向上するよう努力を継続した。

図3. 再資源化率の推移

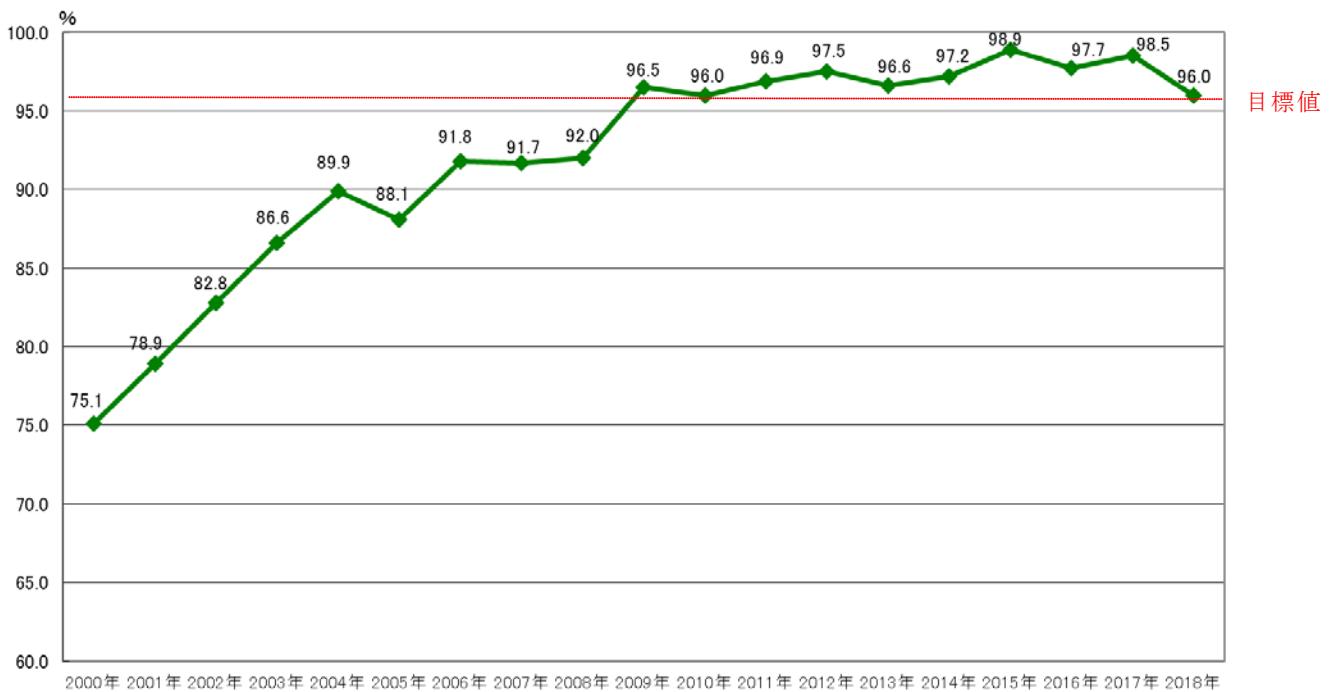
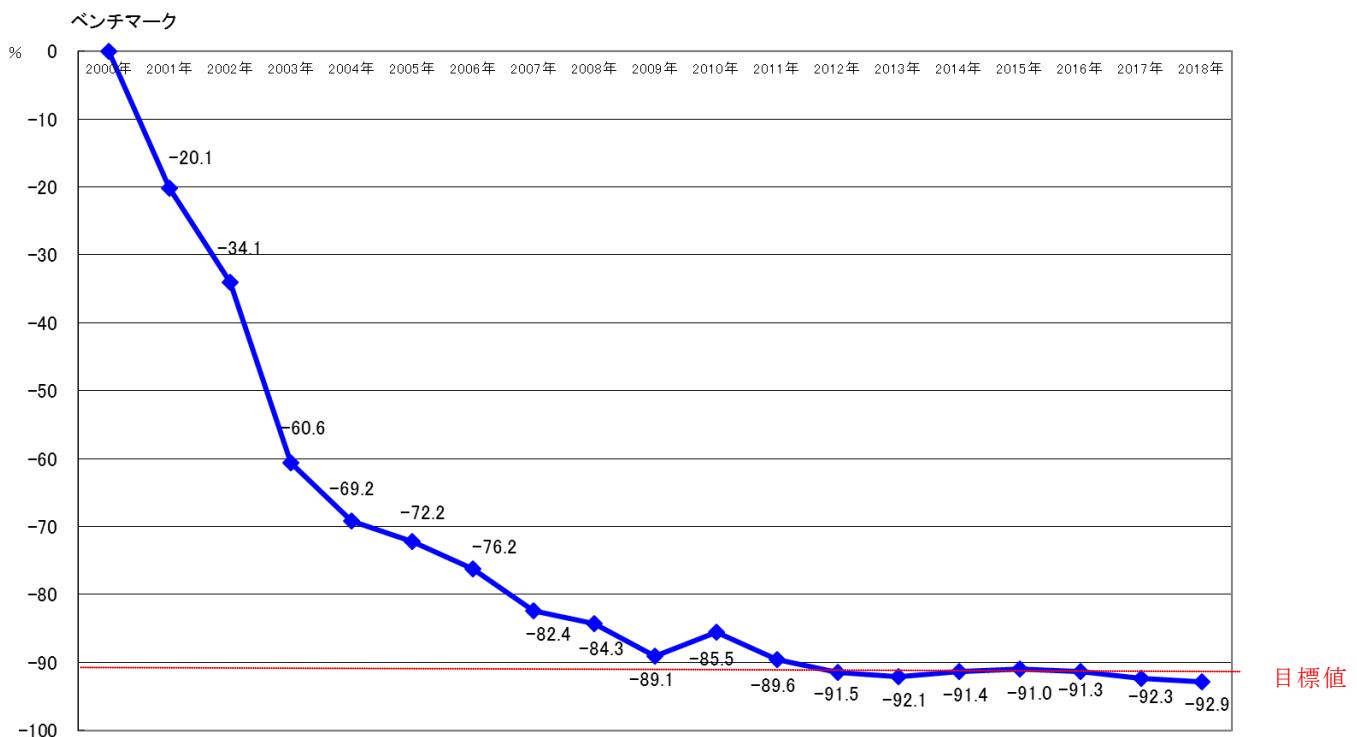


図4. 最終処分量削減率の推移



b. 会員各社の廃棄物削減における取組み

上記の目標に向けて、以下の取組みなどを実施した。

- ① 金属くず関係（研削スラッジ固化装置の導入により製鋼原料化など）
- ② 廃油、廃液関係（分別によるリサイクル化、廃油サーマル利用など）
- ③ 包装・梱包関係（包装形態の改善、鋼球箱の製紙原料へのリサイクルなど）
- ④ プラスチック関係（ポリケースのマテリアルリサイクルなど）
- ⑤ 汚泥関係（排水汚泥を社外中間処理により再生土にリサイクル化など）
- ⑥ 廃酸、廃アルカリ（廃アルカリを再精製して使用など）
- ⑦ その他（油性クーラントの回収、ウエスのリサイクル化など）

c. 廃プラスチック関連目標について

経団連では、2018年度より海洋プラスチック問題への内外の関心の高まりを受け、これに深く関係する業界を中心に「業種別プラスチック関連目標」を設定している。当工業会においても、これについて検討を行った。検討の結果、当工業会における廃プラスチック発生量は廃棄物全体の約2%であり、企業毎の当該発生規模は大きく異なることなどから、廃プラスチックを含めた廃棄物の再資源化率の目標を2030年度に向けて継続して掲げることとした。目標は以下のとおり。

【廃プラスチック関連目標】

- ・2030年度において、廃プラスチックを含めた廃棄物の再資源化率を96%以上とするよう努める。

③ その他の環境関連活動

- a. ベアリングに使用されている一部のグリースでPTFEマイクロパウダー（注）が使用されている。政府において、2019年に入り、PTFEマイクロパウダーは「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」の第一種特定化学物質へ指定され、製造、使用が原則禁止とする意見等が進められており、施行開始時期は2020年4月1日が目途とされていた。

こうした状況を背景として、環境対策専門委員会において委員から、当工業会としても本件への何らかの対応が必要との提案があり、まずは、これら化学物質の製造者の団体である日本弗素樹脂工業会に協力することとなった。具体的には、同工業会の依頼で

「PTFEマイクロパウダーに関するPFOA化審法規制時の影響度調査」を当工業会においても実施した（環境対策専門委員各社に調査を送付）。その結果、当工業会においても、影響が懸念される旨の調査結果を経済産業省の化学物質管理課に提出した。この当工業会の調査結果をはじめ、複数の弗素樹脂工業会に係るユーザー業界からの調査結果等を踏まえ、日本弗素樹脂工業会が化学物質管理課と調整を行った。政府として施行開始時期が4月1日から12月1日に延期の事情変更があり、経済産業省における検討調整は途中の段階であるが、日本弗素樹脂工業会からは、当業界のグリースに使用されるPTFEマイクロパウダーについては、当面、特に影響なく使用できる方向での検討がされている旨の報告

を受けている。今後の動向を注視していく。

(注) PTFE マイクロパウダーは、物性的に、製造工程における高エネルギー照射工程プロセス等で、PFOA (CAS No.335-67-1: パーフルオロアルキルカルボン酸) を非意図的に発生させる可能性がある。PFOA は極めて少量でも有毒性が大きく、このため、PTFE マイクロパウダーも化審法で規制されることとなった。

- b. 「低炭素社会実行計画」及び「循環型社会形成自主行動計画」を着実に推進するため、会員各社が実際に取り組んでいる環境関連改善事例を集めて「2019年度省エネルギー・廃棄物削減・包装材の改善事例集」を作成し、会員企業に参考資料として配布した。

(2) 中小企業対策事業

近年の当工業会における組織改革の中で、中小企業対策事業の基盤として、中小企業対策企画委員会が設置され、同委員会は、中小企業会員の関心に沿った中小企業対策事業を企画運営している。また、広く中小企業の課題を研究する場として、中小企業対策企画委員会のもとに中小企業課題研究会が設置されている。ここではリーガル・チェックを行うこともビルトインされ、コンプライアンス確保の必要性が高いテーマについても機動的な検討を可能としている。2019年度においても、こうした組織において中小企業対策事業が推進された。

中小企業の経営の安定及び高度化を図るため、政府及び政府関係機関の施策についての情報提供、当該施策の活用などを進めるとともに、政府に対して、政策などに関して、提言や要望、協力等を行った。

特に、政府等の施策への協力事業として次のものを実施した。

- a. 平成30年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」（ものづくり補助金）については、経済産業省産業機械課から、迅速かつ詳細な情報提供をいただき、会員に情報提供した。結果として、会員企業3社が採択された。
- b. 2019年7月1日から2020年6月30日までの期間において、「玉軸受・ころ軸受製造業」（日本標準産業分類細分類番号2594）が、中小企業信用保険法第2条第5項第5号（セーフティネット保証5号：需要の著しい減少等により中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障が生じている業種）の規定に基づく指定業種（注）となった。これにより、中小企業会員は、取引の数量の減少等が生じているため、経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定を受けることにより、金融機関から借入れを行う際に信用保証協会の特例保証（別枠保証等）の利用が可能となった。

また、中小企業の経営の安定及び高度化に有益な知識の普及・啓蒙を図る「中小企業講演会」を努めて実施した。明確な講演目的をもって、中小企業会員に向けて専門家等による説明を行い、中小企業の資質向上が図られた。2019年度は講演会、懇談会、工場見学会等を以下①のとおり開催した。

本年度の特徴は次の3点である。

- i. 昨年に続き「からくり改善」の学習の機会を努めて実施（第30回、第32回）
- ii. 政府の施策に直轄したタイムリーなイベントの開催（第31回、第34回）
- iii. 会員企業におけるエキスパートを講師とする講演会を開催（第33回）

また、中小企業に関する政策、官庁よりの通達等を工業会ホームページに記載するとともに、緊急を要するものは、各社にEメールにて周知を図った（下記②参照）。

さらに、適宜、専務理事、事務局職員が中小企業会員に個別訪問し、工業会の活動状況や今後の運営などについて説明を行うとともに、情報交換することも実施した。

（注）指定業種の中小企業は、市区町村長の認定を受けることにより、金融機関から借入れを行う際に信用保証協会の特例保証（一般保証とは別枠で普通保険（限度額2億円）、無担保保険（限度額8000万円）の借入が可能。保証割合は借入額の80%、保証料率は保証協会所定の料率（0.7～1.0%））の利用が可能となる。

① 中小企業対策企画委員会主催による講演会、懇談会及び工場見学会等の実施

（第1～4回は2012年度、第5～9回は2013年度、第10～13回は2014年度、第14～17回は2015年度、第18～21回は2016年度、第22～25回は2017年度、第26～29回は2018年度に開催された。）

第30回（7月5日開催）

懇談会：安形工業会会长との懇談会（札幌市）

工場見学会：トヨタ自動車北海道株工場見学会（北海道苫小牧市）

（同工場における「からくり創造塾」見学を含む）

第31回（9月20日開催）講演会

テーマ：事業承継税制に関する施策ニーズ意見交換会

講演者：中小企業庁事業環境部財務課長 松井拓郎 殿

（中小企業庁から来年度の施策検討にあたり、中小企業者の声を直に聴取したいとの要請があり、これに応じて急遽開催したもの。）

第32回（10月30日開催）

展示会見学会：からくり改善くふう展見学会（横浜市）

検討会：からくり導入検討会（横浜市）

第33回（12月5日開催）講演会

テーマ①：BCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）について

講演者：株ジェイテクト総務部防災推進室室長 岩場 正 殿

テーマ②：偽造品対策について

講演者：不正商品対策専門委員会委員長（日本精工株産業機械事業本部グローバルアフターマーケット部 兼 品質保証本部） 内田光一 殿

第34回（2020年2月6日開催）講習会（総務連絡会との共催で全会員を対象）

テーマ：下請代金支払遅延等防止法に関する講習会（中小企業庁の委託事業）

講師：セントラル法律事務所 パートナー弁護士 服部真也 殿

② 中小企業に関する政策、官庁よりの通達事項等について

中小企業対策企画委員会主催による講演会では、2019年9月の講演会において、事業承継税制や事業承継支援策の抜本的な拡充などについて説明が行われるなど、上記①や理事会等の機会をとらえて会員への情報提供に努めた。

また、中小企業に関する政策、官庁よりの通達事項等を工業会ホームページに記載し周知を図っている。2019年度における、その主な内容は次のとおりである。

- a. 中小企業信用保険法の規定に基づく指定業種（セーフティネット保証5号）について（中小企業庁）2019.6.28
- b. 第156回中小企業景況調査（2019年4-6月期）が発表されました。（中小企業庁）2019.6.28
- c. 中小企業信用保険法の規定に基づく指定業種（セーフティネット保証5号）について（中小企業庁）2019.9.30
- d. 下請取引適正化推進月間の実施について（中小企業庁）2019.9.30
- e. 第157回中小企業景況調査（2019年7-9月期）が発表されました。（中小企業庁）2019.10.10
- f. 「下請取引の適正化」について（経済産業省）2019.11.20
- g. 第158回中小企業景況調査（2019年10-12月期）が発表されました。（中小企業庁）2019.12.20
- h. 中小企業信用保険法の規定に基づく指定業種（セーフティネット保証5号）について（中小企業庁）2019.12.20
- i. 第159回中小企業景況調査（2020年1-3月期）が発表されました。（中小企業庁）2020.4.6

③ BCP（Business Continuity Plan 事業継続計画）の普及対策について

今後も大震災等の災害が想定されている中、中小企業においては、各社の特性や実状等を踏まえると、BCPを作成することが難しい状況もあり、大手企業に比べ普及に困難を伴うことから、BCPの普及・啓蒙を促進するよう、上記①の第33回講演会を開催した。

（3）新たな外国人材受入制度への対応

① 経緯と当工業会の対応

2018年2月、「経済財政諮問会議」で総理大臣より新たな外国人材受入制度の検討が指示され、同年6月に「骨太の方針」にて、新制度の大枠が決定した。

同年8月1日、経済産業省にて、業界に対する説明会が開催され、個別の業界ごとに業

種指定に手を挙げるかどうかの回答及び会員企業アンケートの実施（同年8月8日回答期限）、並びに手を挙げる場合は有識者（委員会の委員長でも可）の紹介も併せて要請された。これら要請に対しては、極めて短時間に工業会として意思決定をすることが必要であった。

こうした状況に対し、当工業会は、総務連絡会での検討、理事会承認など due process を迅速に進め、「即応の対応」をとった。即ち、上記アンケートの結果、すでに「技能実習制度」を活用している企業があること、新制度の活用を希望している会員が少なくないことを総合的に判断し、業種指定に手を挙げるとともに、当工業会に「外国人材受入対策専門委員会」を急遽創設した（2018年10月に第1回会議を開催、委員長：日本精工（株）人事部長 稲葉圭司氏）。

その後、経済産業省より法務省のヒアリングを受けてほしいとの要請を受け、稻葉委員長がヒアリングに出席し、人手不足の状況、生産性向上の取り組みなどを説明した。

上記以降の政府の動きは次の通り。

2018年12月8日：「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」^(注)が成立（2019年4月1日施行）。

2018年12月25日：「基本方針」、「分野別運用方針」等が閣議決定。当業界は、「産業機械製造業分野」。

(注) 「出入国管理及び難民認定法」に基づき、出入国管理庁は、特定技能雇用契約の適正な履行、労働法令の適合などを担保するため、受入れ企業等に対し報告徴収、立入検査、改善命令等を行うことができる。

②「基本方針」及び「分野別運用方針」の閣議決定

2018年12月25日、「基本方針」（※1）及び「分野別運用方針」（※2）・「分野別運用要領」（※3）が閣議決定。経済産業省の所管は、「産業機械製造業分野」、「素形材産業分野」、「電気・電子情報関連産業分野」の3分野。ベアリング業界は「産業機械製造業分野」に含まれる。

(※1) 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（「産業機械製造業分野」を含む14分野を指定している。ベアリング産業は「産業機械製造業分野」に含まれる。）

(※2) 産業機械製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

(※3) 「産業機械製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

「基本方針」及び「分野別運用方針」の主な内容は以下の通り。

- a. 受入れ人数は向こう5年間で5,250人を上限とする。
- b. 対象職種は、技能実習制度の対象職種の範囲となっている（当面、技術実習第2号

を終了した者が移行する見込み。

- c. 外国人の報酬額が日本人と同額以上であること。
- d. 職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を実施する義務。
- e. 人権侵害への対応
- f. 受入れ企業、業界団体は、経済産業省が組織する「製造業外国人材受け入れ協議会{仮称}」に必ず入る。

③製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会

経済産業省・製造産業局が主催する「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」に当工業会は初回から参加し、政府からの指示や情報提供をフォローし、また、調査・要望の取りまとめなど政府へ協力をした。

・第1回 2019年3月26日

・第2回 2019年10月3日

・第3回 2020年2月7日

(第3回から業界団体は、オブザーバー参加となっている)

④特定技能外国人材制度の機械加工における「研削・研磨」について

特定技能外国人材制度の産業機械製造業分野（ベアリング含む）における「機械加工」の業務において、これまで「研削・研磨」の作業をさせることができるかどうか明確でなかった。当工業会から、この作業ができるよう、経済産業省に対し要望を行ってきたところ、経済産業省の尽力により、2020年1月に、この作業ができる旨、政府としての見解が示された（経済産業省のホームページの「よくある質問とその回答」に掲載）。

（経済産業省ホームページに掲載の「よくある質問とその回答」）

業務区分（職種）「機械加工」、作業「普通旋盤」で技能実習2号を修了し、技能検定隨時3級に合格した外国人「Eさん(仮名)」について質問。

（質問）

業務区分「機械加工」において、Eさんに研削盤作業をさせて問題ないか。

（答え）

問題ありません。機械加工の業務区分は、指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、旋盤、フライス盤、ボール盤等の各種工作機械や切削工具を用いて金属材料等を加工する作業を対象としている。なお、特定技能制度と技能実習制度は別の制度であり、特定技能外国人が従事できる業務は、技能実習生の従事できる業務とは別個に定められていますので、ご注意願います。

(4) 労務関係

①春闘の調査

組合のある会員会社に、2020 年度の春闘の「賃上げ要求及び回答」について、調査を行った。調査結果は、2020 年 4 月に全会員に対し提供を行った。なお、本調査はリーガル上問題がないことが確認された手法で行われている。

② J A M 「安全週間ポスター」作成への協力

工場災害防止、安全運動の啓蒙推進を図るため、2019 年 7 月 1 日から 7 日まで厚生労働省が主催して全国的に開催される「安全週間」のポスターにつき、J A M 軸受部会ポスター作成費用に協力し、会員企業にポスターの配布を行った。

本年度の安全週間ポスター入賞者は次のとおりである。

特選 唐澤一真 (NTN労働組合)

入選 杉本千菜未 (東振労働組合)、森 美穂子 (ダイベア労働組合)

佳作 林 寛二 (NTN労働組合)、宮越一徳 (東振労働組合)

小木香菜 (日本ニードルローラー労働組合)

③厚生労働省からの周知依頼

厚生労働省より、2019 年度には、次の事項について周知依頼があり、工業会ホームページに掲載した。

- ・事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインの改訂について (2019.4.10)
- ・平成 31 年全国安全週間の実施に伴う協力依頼について (2019.4.10)
- ・2020 年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について (2019.4.10)
- ・過重労働による健康障害防止のための総合対策の改正について (2019.4.26)
- ・G20 大阪サミット・2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う毒物及び劇物の適正な保管管理について (2019.5.10)
- ・令和元年度 (第 70 回) 全国労働安全衛生週間にに関する協力依頼について (2019.7.22)
- ・令和元年度「『見える』安全活動コンクール」実施等の協力依頼について。 (2019.7.31)
- ・8 月以降における熱中症予防対策の徹底について (2019.8.13)
- ・長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書及びリーフレットの送付について (2019.10.21)
- ・「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」の稼働について (2019.12.10)

- ・有害物ばく露作業報告対象物（2020（令和2）年対象・2021（令和3）年報告）について（2019.12.20）
- ・2020（令和2）年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について（2019.12.27）
- ・令和2年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（2020.2.28）

5. 広報に関する事業

(1) 機関誌ベアリングの発行

機関誌「ベアリング」は、月刊として発行し、会員に加え、関係官庁、関係団体等に配布した。

2019年度の掲載内容については、ベアリングに関する技術標準化活動（ISO、JIS等）、国際関係事業、環境問題への取組み、中小企業関連事業など、随時掲載し事業活動の動向を報告するとともに、統計資料を掲載した。

特に、ISO/TC4 関連については、製品の幾何特性仕様（GPS）の適用やセラミック関係の規格開発等が活発化してきている。また、これと並行して ISO/TC4 の国際会議も激増している。具体的には、①2018年11月にイギリス・ロンドンでWG（作業グループ）会議及びAG（諮問グループ）会議、②2019年5月にISO/TC4千葉総会が行われ、本会議及びSC（分科委員会）会議等、③2019年11月にスウェーデン・ストックホルムでSC会議及びWG会議等が行われた。それら会議の結果報告に関し、上記①及び③については『ISO レポート』、②については『第29回 ISO/TC4 千葉総会報告』と題し掲載し、その結果の普及に努めた。

また、『業界の動き』では、関連情報を逐次掲載した。更に政府からの周知要請についても掲載を行った。

連載企画としては、『ベアリングの散歩道』と題し、ベアリングの基礎知識について、読みやすい内容に工夫し、掲載を行った。

親しみやすい機関誌を目指して『ずいひつ』を掲載した。

(2) ホームページ

広く一般の方々に、ベアリング業界と当工業会への理解を高めてもらい、並びに会員に対する情報提供の充実を図るため、ベアリングの製品説明、産業及び工業会の概要、工業会会員の紹介、統計資料などを内容とするホームページを運営した。毎月3回、定期的に更新を行い最新情報を掲載した。

事業報告の附属明細書

附属明細書に記載すべき事項は特になし。